

19 世紀中葉の台湾北西部における隘の制度的役割と実態に関する一考察 — 隘首の任免をめぐる行政訴訟を例に —

佐和田成美

はじめに

第1節 訴訟の背景と概要

第2節 訴訟の発端と争点から見える問題

第3節 訴訟に関わる人間関係

おわりに

(要約)

本稿の目的は、19 世紀中葉の台湾において、漢人と先住民の境界地に設けられた「隘」の運用実態が、地方行政末端の制度として企図された役割から乖離した原因をとらえ直すことにある。その方法として、隘を管理する「隘首」の任免に関する行政訴訟の事例分析を行った。

その結果、官から隘首に付与される「隘職」を実際に管理執行していたのは「墾戸」であり、表向きには隘首の任免をめぐる訴訟となっているものの、その真の目的は隘職に附随する「隘租」の徴収権にあったことが分かった。墾戸らはそれぞれ隘首を擁立し、相手方の隘首の罷免を求めて訴訟を起こし合っていた。つまり、隘首と墾戸は、行政制度上の官(地方職員)と民という立場とは別の秩序を保持しており、隘首の背後で実権を握る漢人墾戸たちの錯綜する利害関係が、開発を左右する主要な要素となっていたのである。その関係性は、隘に課された制度的役割とは逆に、漢人による開発を促進する効果をもたらした。

はじめに

本稿では、清代台湾において、地方行政の最末端であると同時に開発の最前線でもあった漢番¹境界地に設けられた「隘」に着目し、「淡新檔案」(以下、淡案と略す)²に収録された「隘首」の任免に関する行政訴訟の事例分析を行う³。特に、19 世紀中葉の台湾北西部で起きた訴訟の発端と争点から見える問題、及び訴訟に関わる人間関係について分析と考察を行い、隘の仕組みそのものが孕んだ欠陥と運用の実態を提示する。以上の作業を通して、隘の運用実態が地方行政末端の制度として企図された役割から乖離した原因をとらえ直し、隘首の背後で実権を握っていた漢人「墾戸」⁴たちの錯綜する利害関係が、開発を左右する主要な要因となっていたことを実証する。

清代台湾の開発に関する先行研究を概観すると、その主要な視点は、①国家への視点(清朝政府による政策や制度の決定過程、及びその効果)、②地域社会への視点(開発による地域社会の発展と変容の過程、及び「族群」関係⁵)、③国家と地域社会の関係への視点、の3つに大別できよう。そこでは、官と民、あるいは各族群を異質なものとして分かち、その間に生ずる対立ないし協力関係が想定されている。しかし、開発の最前線を考える場合、官と民、漢人と先住民を分けて別々の視点から論じることは難しい。むしろ、その狭間で揺れ動く存在こそが重要な役割を

担っていたと筆者は考える。したがって本稿では、漢人移民と先住民の狭間であって、官と民の立場を混在させながら成立した隘に焦点を当てることとする。

隘とは、漢人移民と先住民の接触によって惹起される騒乱を回避するために設けられた漢番隔離制度である。漢番境界地に隘首、「隘丁」や「屯丁」として「熟番」（すでに帰順し漢化した先住民）を駐屯させ、「生番」（未帰順の山地先住民）からの襲撃を防禦することは、清朝の「番地」（先住民の土地）保護政策の一環でもあった。しかし実際には、熟番が招致した漢人に耕作を請け負わせて「隘租」や「屯租」を徴収し、それを「隘糧」や「屯餉」（隘丁や屯丁への俸禄）にあてることが一般化していった⁶。つまり、番地保護という目的とは逆に、むしろ漢人移民のもとへ土地が流失する要因となったのである⁷。その結果、拡大を続ける番地侵襲の勢いを前に、官が認可した「官隘」の設置は追いつかず、漢人移民が私設した「民隘」、及び乾隆55年（1790年）に導入された「屯番制」が混在したまま、追認、利用され、「番界」（先住民の居住生活空間）を狭めるかたちで境界線の再画定が繰り返されることとなった⁸。

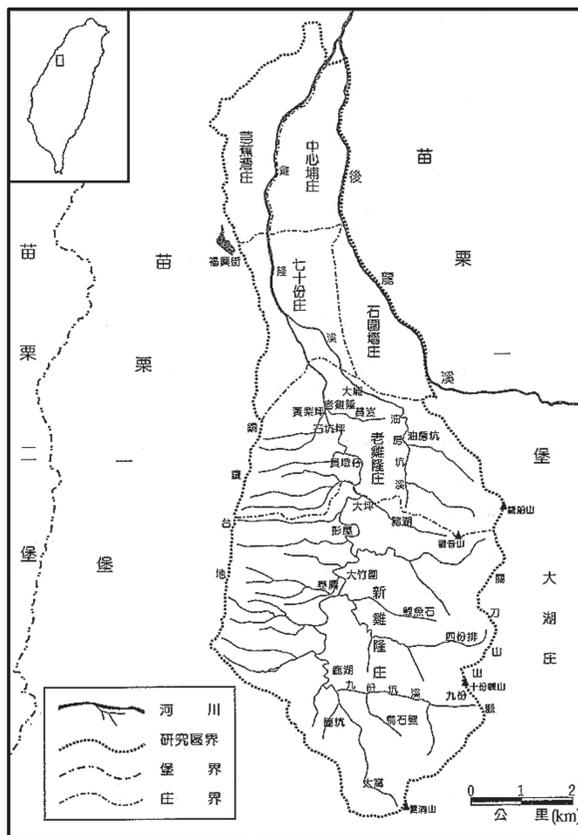
こうして、本稿で扱う訴訟案件が起きた咸豊6年（1856年）頃には、西岸の平野部の開発と漢人移民の定着が進み、さらなる新開地を求める勢力は山間部に向かって拡大していた⁹。山間部の土地と資源を欲する彼らにとって、漢番境界地はその入口でもあったのである。さらに、19世紀中葉当時、台湾を取り巻く環境は大きく変化していた。広州ではアロー号事件が起り、それを口実に引き起こされたアロー戦争（第2次アヘン戦争）の結果、台湾は正式に開港された。そのような外部環境の変化もまた、漢番境界地に影響をもたらす要因の1つとなったことが史料から垣間見える¹⁰。

これまで、隘を管理する隘首は、墾戸ら民側からの推挙を受け、官側から認可されるため、「公務を執行する地方職員」¹¹と説明されてきた。実際、漢番境界地に駐屯する役割を課せられた熟番にとって、その任務が多大な負担であった反面、社会上昇のチャンネルにもなり得たことが指摘されている¹²。その一方で、従来は非合法に番界に出入りする冒険商人と見なされていた「番割」¹³が隘首の職に就き、開発の先駆者という積極的役割を期待されたことや、官側から先住民統治のために利用されたことも指摘されている¹⁴。境界が存在する以上、その内外、すなわち漢人と先住民双方の社会に通じる人物が必要とされる。彼らは混血も含め、熟番の漢化や漢人の番化¹⁵を経ながら、漢人と先住民双方の社会を行き来する合法的な仲介者、開発の先駆者、さらには地域社会の有力者へと転化していったと考えられる¹⁶。

以上の先行研究からは、官と民の狭間で揺れ動きつつ、その社会的役割を上昇させていった隘首、反対に先住民と漢人の狭間で流失していった番地、という構図と変容過程が見える。しかし、その構図と変容過程において隘首という存在が有した意味、及び隘首を取り囲む新開地の秩序は、必ずしも明確には見えてこない。漢番隔離と番地保護の担い手であったはずの隘首はなぜ、開発を促進し得たのであろうか。その要因には、隘首の背後で実権を握っていた漢人墾戸たちの錯綜する利害関係があった。

以下、隘首の任免に関する具体的な行政訴訟案件について分析と検討を行い、隘の運用実態が地方行政末端の制度として企図された役割から乖離した原因をとらえ直す。

図1 清代雞隆溪流域図



(出所) 施添福、前掲論文、186 頁。

第1節 訴訟の背景と概要

1. 芎中七隘の設置

当案件の係争地となる芎中七隘¹⁷は、淡水庁竹南二堡（後に苗栗一堡と改称）の芎蕉湾（現在の苗栗県銅鑼湾郷朝陽村¹⁸）、中心埔、七十份（いずれも同じく銅鑼湾郷中平村¹⁹）の3荘による官隘で、その維持費を官が4割、民が6割負担する「官四民六隘」であった²⁰。もとより七十份には隘丁30名を擁する民隘が設けられており、後にこれを拡大、利用して官隘となったようである²¹。

この一帯の自然環境を見ると、西側を銅鑼台地の稜線に、東側を関刀山山脈とその支稜の龍船山、後龍溪（旧流路）²²に挟まれた平原で、中心を雲洞山から流れる雞隆溪が貫いている（図1）。施添福の研究によれば、土地が肥沃で水源にも恵まれていたため、乾隆26年（1761年）に土牛溝が築かれる以前より漢人の侵墾

が始まり、水田耕作が行われていたようである。番界の画定によって、境界が凹拉拉（芎中七一帯の原名）から西側の三湖（現在の苗栗県西湖郷三湖村）一帯へ移り、漢人の耕作は禁じられたが、開墾した土地を放棄することを惜しんだ漢人は境界を越えて私墾を続けた。その結果、乾隆31年（1766年）に漢人56名が生番の襲撃を受け殺害されるという鬩殺莊事件が起り、管理責任を問われた後壠、房裡、大甲、嘉志閣、猫裡などの熟番社は一斉に岸裡社に責任転嫁した。当時、岸裡社の管轄地は芎中七一帯より南にある後里、胡蘆墩（現在の台中市後里区）一帯であったが、岸裡社は責任を負う代わりに勢力を北伸させた。その後、後壠社、猫裡社、吞霄社と岸裡社との間で地権をめぐる争いが起こる。その争いの内容は、漢人を招致して「租佃」²³契約を結び境界外の土地を私墾させていることを相互に訴え合う、というものである。その後、乾隆55年（1790年）の屯番制導入により、それらの境界外の私墾地は屯有とされ、七十份荘の未墾荒地は後壠、新港兩社から選抜された屯丁の「養贍埔地」²⁴となり、官隘へと改められた²⁵。

2. 「石隆興」と「石隆慶」の由来

屯番制が導入された後も、芎中七一帯の東側は境界外として岸裡社の管理下に置かれたままで

あった。そのため、岸裡社と漢人の租佃契約が進み、その私墾地について後壟、新港両社が養贍埔地であることを主張して訴えを起こすことが続いた。七十份莊より東側に進み、後龍溪に至るまでの土地の開墾もまた、このような漢人との租佃契約によって着手された。施添福の研究によれば、乾隆年間より長期にわたって岸裡社へ資金を貸し付けていた呉魁琮、魁璉兄弟（広東省梅県人）は、同じく岸裡社通事の潘明慈への貸金の担保として銅鑼湾の管理を請け負った呉三貴とともに、乾隆49年(1784年)から銅鑼湾の開墾に着手している²⁶。呉魁琮の家族は、嘉慶10年(1805年)頃になると、「吳永昌」という「墾号」²⁷で銅鑼湾以南の打哪叭溪（後の西湖溪）の西側の開墾を始めた。また、呉魁琮の息子である呉琳芳(本稿で扱う訴訟案件の被告)は、嘉慶20年(1815年)頃に岸裡社の新たな管轄地となっていた芎中七一带の東側の開墾を始めたが、後壟、新港両社からの訴えを受け、嘉慶22年(1817年)に両社とも「墾批」（租佃契約書）を立て、80股の「合股」²⁸を募って本格的な開発を始めた。その際、隘首の公館と隘丁の住居の四方を囲むようにして石壁を築いたことから石墾牆莊（南興莊とも）と称されるようになったという²⁹。

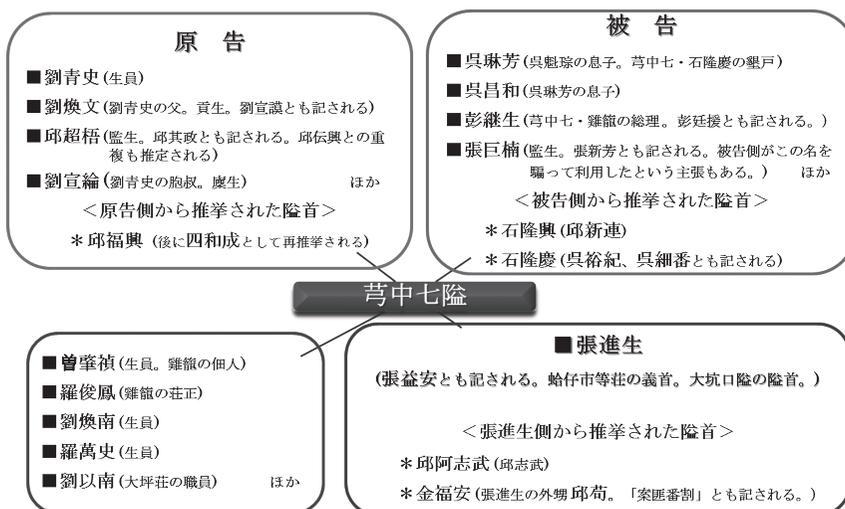
石墾牆莊の開墾が整うのとほぼ同時に、道光年間初期には雞隆溪を遡るかたちで山側の土地への侵墾が始まっている。この一帯は、道光年間には雞（鷄）籠（壟）と称されていたが、咸豊及び同治年間に至ると雞（鷄）隆と表記されるようになり、光緒年間には老雞隆と新雞隆に区別されるようになる。この土地の開墾は、嘉慶11年(1806年)に劉子宜が岸裡社と租佃契約を結んだことに始まる。屯番制の導入後は、後壟、新港両社の養贍埔地となったが、屯丁には開墾する力がなく、引き続き漢人の劉子宜が請け負っている³⁰。

なお、当案件にはしばしば「芎中七石隆慶」（淡案17307-02、07、09、13、15）という表現が出てくる。これは「竹南二保芎蕉湾、中心埔、七十份、石墾牆、隆興庄等」（淡案17307-01）を指す。咸豊7年(1857年)頃には老雞隆を「隆興莊」と称していたことが指摘されており³¹、「竹南二保芎中七雞籠等処」（淡案17307-12）という記載からも裏付けられる。また、これら5莊が水害対策のために「聯莊」していたことも指摘されている³²。ここで「隆慶」と「隆興」の違いに疑問が生じるが、当案件の経緯から、老雞隆が「隆興莊」と称された経緯が垣間見える。すなわち、「公記隘戩」（隘首の戩記、官印）が付与された芎中七隘の隘首の名義が「石隆興」であったことに由来している。それは後に「石隆慶」へと変わるのだが、「石隆慶」は被告となって罷免されたため、地名として残らなかったものと考えられる（淡案17307-09、12）³³。

3. 訴訟の概要

当案件では、芎中七隘の隘首の任免をめぐり、原告と被告を含む4つの立場から訴えが出されている(図2)。まず、咸豊6年(1856年)2月に原告の劉青史が淡水同知³⁴の丁曰健に「稟状」（淡案17307-01）を提出し、隘首「石隆慶」である呉裕紀を罷免し、隘丁の邱福興を新たな隘首に推挙したことから訴訟が始まる(付表)。その後、同知からの「諭」³⁵（淡案17307-04）及び「示」³⁶（淡案17307-05）によって認可され、推挙を受けた邱福興は「認充状」（就任承諾書。淡案17307-02）を、劉青史らは邱福興に対する「保結状」（推薦書と身元保証書を兼ねる。淡案17307-03）を提出している。一方、被告の呉琳芳も同年4月に反駁の稟状³⁷（淡案17307-09）を提出して争う構えを

図2 芎中七隘の隘首をめぐる人間関係図



(出所) 筆者作成。

(注) 本文中で頻出する人名は文字のサイズを大きくしてある。

見せるが、淡水同知の唐均は原告側の主張を認める「批」³⁸ (同上) を記している。

しかし、被告側の隘首である吳裕紀は判決を不服として、再び反駁の「催状」³⁹ (淡案 17307-11) を提出しているほか、被告側への新たな加勢も現れる。監生の張巨楠(「張巨楠即張新芳」とも記される。淡案 17307-19) からの催状(淡案 17307-10)、及び芎中七 3 荘に加え雞籠^{ママ}荘まで管轄する総理の彭繼生(「彭繼生即彭廷援」とも記される。淡案 17307-20) からの稟状(淡案 17307-12) である。彼らの主張に対し、淡水同知の唐均はあらためて原告側の隘首である邱福興に軍配をあげている。邱福興に隘戳を付与する旨の諭(淡案 17307-24) を下したうえで、差役を派遣して吳裕紀(「石隆慶即吳裕紀又即吳細番」と記されている) から「石隆慶」の旧隘戳を没収するよう命ずる「單」⁴⁰ (淡案 17307-25) を発したのである。

このように淡水同知の唐均から裁断が下されたものの、当案件はなお終息せず、むしろ関与する地域を拡大させている。まず、猫街^{ママ}総局の徐佳福が稟状(淡案 17307-27) を提出し、被告側の隘首の吳裕紀を援護している。一方、雞籠^{ママ}荘の「個人」⁴¹ で「生員」⁴² の曾肇禎、「莊正」⁴³ の羅俊鳳、生員の劉煥南、羅萬史のほか、さらに雞籠^{ママ}の新墾地である大坪荘(後の新雞隆、現在の苗栗県銅鑼灣郷盛隆村大坪⁴⁴) 「職員」⁴⁵ の劉以南が、第 3 の立場からそれぞれ催状(淡案 17307-33、35) を提出し、被告側の隘首である吳裕紀、原告側の隘首である邱福興双方に対する苦情を訴えている。このように三方の主張が交錯している状況では、稟状と催状のみから真否を判断することは難しい。淡水同知の唐均はついに関係者全員を訊問すべく召喚を命ずる「票」⁴⁶ (淡案 17307-39) を発している。

しかし、ここでまた第 4 の立場から介入する者が現れる。蛤仔市^{こうしし}(現在の苗栗県公館郷) 等荘の「義首」⁴⁷ 張進生(「張進生即張益安」とも記される。淡案 17312-07) である。張進生の稟状(淡

案 17307-40) の内容を前後の経緯と照らし合わせて読み解くと、彼は咸豊 6 年 (1856 年) に当時の淡水同知⁴⁸ から「石隆慶」の隘首をめぐる混乱を速やかに処理せよという諭を直接受けたことになる。張進生が係争地に赴き、被告側の隘首である呉細番 (ここでは「呉裕紀」ではなく「呉細番」の名義が用いられている)、原告側の隘首である邱福興、佃人らに諭の旨を伝えたところ、双方とも別の隘首を立てることを了承したため、隘にかかる資金の不足分を立て替えていた呉細番に銀 16 元を支払い、新たに邱阿志武を隘首に推挙したという。

これに対し、淡水同知の唐均が疑念を抱いている旨の批 (淡案 17307-40) を記した後、任期交代により馬慶釗、恩焜へと引き継がれ、それぞれが関係者の召喚を命ずる票 (淡案 17307-42、44) と、「石隆慶」の旧隘戩の没収を命ずる単 (淡案 17307-43、45) を発し、そのまま途切れている。しかし結局、張進生の訴えは認められなかったと見られ、それから 5 年後、張進生は張益安という名義で再び邱福興の罷免を求める訴えを起す。

新たな訴訟は、咸豊 11 年 (1861 年) 5 月に大坑口隘の隘首である張益安と佃人らが稟状 (淡案 17312-01) を提出し、新たな隘首に「金福安」を推挙したことに始まる。その稟状の内容には辻褄が合わない点が多いが、淡水同知の張世英は張益安の主張を受理し、いったんは「金福安」を隘首として認める諭 (淡案 17312-05) を下している⁴⁹。これに対し、劉宣謨 (「貢生劉宣謨即劉煥文」とも記される。淡案 17307-10) や張巨楠らは反駁の稟状 (淡案 17312-07) を提出し、「金福安」に対抗して「四和成」を隘首に推挙している。なお、この劉宣謨という人物は、咸豊 6 年 (1856 年) に始まる最初の訴訟において原告となった劉青史の父である。また、張巨楠は当初、被告の呉琳芳を援護する催状 (淡案 17307-10) を出したものの、後に稟状の取り下げ (淡案 17307-19) を申し出て、原告の劉青史側についている。これらの事実から、咸豊 6 年 (1856 年) と 11 年 (1861 年) の訴訟が繋がっていることが分かる。劉宣謨らの訴えを受け、淡水同知の張世英は諭 (淡案 17307-11、14) を下して「四和成」を芎中七隘の隘首として認める一方、「金福安」にも示 (淡案 17312-12) を下し、自らが管轄する大坑口隘の地界を越えないよう命じている。その後も隘首の座をめぐる訴訟が続いたものの、芎中七隘を管轄する「四和成」、大坑口隘を管轄する「金福安」がそれぞれ棲み分けるといった判断が覆されるには至っていない。

4. 小結

本節では訴訟の背景と概要を整理した。第 1 に、当案件の係争地である芎中七隘が設置された経緯について、先行研究に基づき概観した。第 2 に、芎中七隘隘首の名義である「石隆興」と「石隆慶」の由来について、開発の経緯との関連を中心に概観した。第 3 に、当案件の概要について、関係する人間関係を示しながら時系列に整理した。

芎中七一带は水源に恵まれ、乾隆年間から漢人移民による侵墾が始まっていた。乾隆 55 年 (1790 年) に屯番制が導入され、官隘へと改められた後も、漢人は熟番社と租佃契約を結ぶことで私墾を進めた。当案件の被告となる呉琳芳の父は、岸裡社に貸し付けた資金の担保として銅鑼湾の開墾に着手し、呉琳芳自身は嘉慶 20 年 (1815 年) 頃から岸裡社の新たな管轄地となっていた芎中七一带の東側の開墾を始めた。その際、芎中七隘の隘首「石隆興」として擁立した邱新連の借金

問題を発端として、隘首の任免をめぐる訴訟が起きた。

以上の概要を踏まえたうえで、次節では当案件の問題の所在を提示しながら史料を読み解き、隘の仕組みそのものが孕んだ欠陥と運用の実態を提示する。

第 2 節 訴訟の発端と争点から見える問題

1. 借金問題に起因する対立の構図

当案件は、表向きには隘首の任免をめぐる訴訟である。ただし、その発端となったのは隘戩を担保とした借金問題である。被告の呉琳芳が提出した稟状（淡案 17307-09）によれば、芎中七の東側にある烏石坑一帯は、呉琳芳の祖父が開墾した土地で、官より「石隆興」と記された隘戩を付与され、その際に皆で邱新連を隘首に推挙した。ところがその後、道光 21 年（1841 年）8 月、「庄棍」（土地のならず者）の邱超梧と邱新連が「分肥」して、隘戩を公正に執行しなかった⁵⁰。この「分肥」が意味する内容については、呉琳芳が同稟状のなかで引用している当時の淡水同知の曹謹⁵¹の批に「將公記私借私押」とあることから判明する。すなわち、邱新連は隘戩を担保に邱超梧から借金したのである。この「借」と「押」の語義については、隘戩を盾に取り、強引に隘租を巻き上げたという解釈もあり得よう⁵²。しかし、後の訴訟で提出された稟状（淡案 17312-01）において、隘戩を「典当花銷」（担保に借金し浪費した）ために罷免された旨が記述されていることから、「借」、「押」は「典」、「当」と同様の行為と見なされていたことが分かる⁵³。当案件の対立の構図を考えると、邱超梧と邱新連がともに荘民にたかり、隘租という名目で金品を巻き上げていたというより、両者の間で金銭のやりとりがあったと考えるべきであろう。

呉琳芳の稟状をさらに読み進めると、淡水同知から別の新隘首を推挙するよう命じられた呉琳芳は、隘戩の名義を「石隆興」から「石隆慶」に変えたうえで、佃人たちと協議して呉裕紀を擁立し、それから当案件に至るまでの 10 余年間、平穩を保ってきたことが記されている。要するに、この時点で「石隆興」の旧隘戩は無効となり、隘租の徴収権は邱新連でも邱超梧でもなく、「石隆慶」の新隘戩をもつ呉裕紀に移った、という主張である。

なお、資金を貸し付けたとされる邱超梧について、同稟状の記述から、監生⁵⁴の邱其政であることが分かる⁵⁵。邱其政は、原告側の 1 人として最初の稟状（淡案 17307-01）から一貫して名を連ねている人物である。また別の稟状（淡案 17307-15）では、芎中七等庄の甲長として、押捺された戩記には徐輝龍、徐振綸、邱超梧の 3 名、署名には徐飛龍、徐振綸、邱伝興の 3 名の名前があることから、邱超梧と邱伝興、徐輝龍と徐飛龍が重複していることも推測される。このことは、戩記と署名いずれも同じく邱超梧の名前を用いている稟状（淡案 17307-20）もあるという事実からも補強される。したがって、邱新連に資金を貸し付け、担保として「石隆興」の隘戩を手に入れた邱超梧は、原告側の監生の邱其政、甲長の邱伝興と重複した、あるいは同族の関係にあり、原告の劉青史とも何らかの密接な関係をもっていたと考えられる⁵⁶。

一方、邱新連に代わって隘首「石隆慶」の隘戩を付与された呉裕紀については、「芎中七等処隘首石隆慶即呉裕紀」（淡案 17307-31）と表現されている⁵⁷。さらに、「呉裕紀即呉細番」（淡案

17307-06、13、20、22) や「石隆慶即吳裕紀又即吳細番」(淡案 17307-25) という記述もある。したがって、隘首の名義と地名が関連しており、「石隆慶」の隘戩を請け負う墾号ないし「公營」(祖先祭祀のための族産)の名義が「吳裕紀」、実際の従事者の名前が「吳細番」であったと考えられる⁵⁸。吳裕紀と吳琳芳の関係については言及されていない。しかし、吳裕紀は邱新連と重複していた可能性がある。このことについては次項で述べる。

そして、吳裕紀を罷免し、新隘首に推挙された邱福興については、被告の吳琳芳側から提出された反駁の稟状(淡案 17307-28、29、31)において、劉青史の姻戚であると非難されている⁵⁹。一方、劉青史側から出された邱福興の保結状(淡案 17307-03)は、結婚して家庭を持っていることを示すにとどまる⁶⁰。邱福興と劉青史の関係については、その他の稟状でも言及されていない。

以上から訴訟の原因を整理すると、元々「石隆興」の隘首であった邱新連は、隘戩を担保に邱超梧から借金し、徴収した隘租の一部を差し引いて利息の支払いないし元本の返済に充てたものと考えられる。しかし、その行為は、隘租を不正に横領して邱超梧と山分けしたものと見なされ、邱新連は罷免された。そこで、吳琳芳らは新たに「石隆慶」の隘首として吳裕紀を擁立し、債務を無に帰すことを企図した。その結果、「石隆興」の隘戩を入手し、隘糧の資となる隘租の徴収権をいわば買ったかたちの邱超梧、及び彼と何らかの密接な関係をもつ劉青史らの債権は焦げ付き、これを不服として吳裕紀の罷免を求める訴えを起こしたのであろう。つまり、隘戩が借金の担保となり得たことが、原告と被告双方の対立の構図を生んだのである。

2. 隘戩の効力とその管理問題

隘戩が借金の担保となり得たとすれば、その根拠となるものは隘租の徴収権であろう。被告の吳琳芳は、原告の劉青史が隘租を滞納している旨を訴えている。その稟状(淡案 17307-09)によれば、劉青史の持ち分となっている田地から毎年納めるべき「口糧」(隘丁に給付する隘糧、その資となる隘租)は17石であるが、続けて6季の間少しも納められていない。吳裕紀がそれを咎めたところかえって逆恨みされ、劉青史は監生の邱其政(すなわち庄棍の邱超梧)と共謀して誣告し、劉青史らの悪事を吳裕紀が官に訴えることができないよう、事前に道を塞いだという⁶¹。

原告の劉青史が被告の吳裕紀に隘租の滞納を咎められたことを逆恨みし、誣告に及んだという主張は、被告側から提出された稟状で一貫している。例えば、張巨楠の稟状(淡案 17307-10)では、劉宣謨(すなわち劉煥文)は吳裕紀に隘糧(の資となる隘租)の滞納を咎められたために逆恨みし、その息子の劉青史は、前任の淡水同知の丁曰健が任期を終えて交代する際に乗じて、狡猾にも不正を行った、と訴えられている⁶²。さらに、吳裕紀の催状(淡案 17307-11)によれば、吳裕紀は劉煥文が隘糧(の資となる隘租)を滞納している事情をすでに官へ訴え、受理された。しかしその後、劉青史も官衙へ赴き、邱福興を隘首として認可する「示諭」⁶³と隘戩を不正に入手したという⁶⁴。

ここで、原告の劉青史側が擁立した邱福興に付与されたという隘戩の真偽に疑問が生ずる。隘戩を不正に入手することは可能だったのであろうか。実は隘戩の管理には杜撰な点が見受けられ

る。本来ならば、隘首の任免に際し、新隘戳の付与と旧隘戳の返上が同時に行われるべきである。しかし、罷免された隘首は訴訟を通して自らが正当な隘首であることを主張し続け、いつまでも旧隘戳を返上していない。実際、邱新連が罷免された後、「石隆興」の隘戳が返上されたかどうか疑わしい。なぜなら、呉琳芳は隘戳の名義を「石隆興」から「石隆慶」に変えたうえで、呉裕紀を擁立したことしか述べていないからである。さらに、劉以南の催状（淡案 17307-35）では、邱新連と呉裕紀の重複が示唆されており、単に名義を変えただけで、実は重複している可能性が否めない⁶⁵。その後、呉裕紀もまた被告となり、「石隆慶」の旧隘戳を返上するよう命ずる単（淡案 17307-08、25、41、43、45）、票（淡案 17307-18）、示（淡案 17307-22）が再三再四発せられているにもかかわらず、最後まで返上せず保持し続けている。

さらに、抹消されるべき旧隘戳の名義を彫り直して偽造するという不正ささえも生じていたようである。咸豊 11 年（1861 年）の訴訟において、今度は邱福興が罷免されるに至ったが、劉青史の父である劉煥文はその隘戳を「四和成」と彫り直し、邱福興の復職を図ったことが、淡水同知の張世英の「硃標」⁶⁶（淡案 17312-15）で指摘されている⁶⁷。その後、「四和成」と争う「金福安」は、当案件を引き継いだ淡水同知の秋曰覲に稟状（淡案 17312-17）を提出し、1 つの隘に「邱福興」、「金福安」、「四和成」3 つの隘戳が存在することで生ずる混乱と弊害を訴えている⁶⁸。これを受け、劉煥文に対しても旧隘戳を返上するよう命ずる単（淡案 17312-06）、票（淡案 17312-15、18）が発せられているが、結局返上されないまま終わっている。

以上の経緯から、隘戳が有する効力すなわち隘租の徴収権は、借金の担保となり得たこと、その隘戳の管理が杜撰であったために、1 つの隘に複数の隘戳が存在し、地権争いを複雑化させていたことが分かる。

3. 隘首の任免に関する行政手続き上の問題点

上述した呉裕紀の催状（淡案 17307-11）には続きがあり、劉青史が稟状を提出し、邱福興が新隘首に就仕するに至った経緯を詳細に述べているが、辻褄が合わない点がある⁶⁹。同催状で述べられている経緯を日付順に整理し、それを実際の文書が発せられた日付と比較対照すると以下のようなことになる（表 1）。

呉裕紀の主張によれば、劉青史が官衙へ赴き、邱福興を隘首として認可する論と隘戳を不正に入手したのは 3 月 23 日である。しかし、劉青史から最初に提出された稟状（淡案 17307-01）は 2 月 13 日付であり、呉裕紀の主張とは異なる。また、淡水同知の丁曰健から邱福興へ下された諭（淡案 17307-04）には、2 月 3 日に劉青史から稟状が提出されたと記されており⁷⁰、呉裕紀の主張とも淡案 17307-01 の日付とも異なっている。さらに、この諭（淡案 17307-04）と同時に発せられた示（淡案 17307-05）を見てみると、2 月 15 日付となっている。つまり、呉裕紀が主張するように、劉青史が 3 月 23 日に官衙へ赴き稟状を提出したとすると、それに先立つ 2 月 15 日に示諭が下されていたことになり、矛盾が生ずる。そのうえ、4 月 8 日付で淡水同知の丁曰健から呉裕紀へ直接下されたという諭を裏付ける文書も残されていない。

なお、当案件を管轄した淡水同知は、咸豊 6 年（月日不明）を境に丁曰健から唐均へ交代して

表1 訴訟の経緯に関する呉裕紀の主張と実際との比較

呉裕紀の主張：催状（淡案17307-11）より		実際の文書：付表より		
月日	内容	淡案No.	月日	内容
3月23日	劉青史が官衙へ赴き、邱福興を隘首として認可する論と隘戩を不正に入手。	17307_01	2月13日	【劉青史等ら提出した稟状】 呉裕紀を罷免することを請願し、邱福興を新たな隘首に推挙。
		17307_04	2月15日	【淡水同知丁日健が下した諭】 2月3日に劉青史ら等から提出された稟状を受け、新たな隘首として邱福興を充当させることを認可し、隘戩を付与。
4月6日	淡水同知から、邱福興を隘首として認可する示が発せられ、個人らは驚いた。	17307_05	2月15日	【淡水同知の丁日健が発した示】 芎中七等の居民と隘丁に対し、新隘首の邱福興に隘租を完納するよう指示。
上記3月23日の件を指すのか不明。		17307_02	3月	【邱福興が提出した認充状】 隘首に充当し、隘務を忽せにしないことを誓言。
		17307_03	3月	【劉青史らが提出した保結状】 隘首として邱福興を推挙し、その身元を保証。
4月8日	呉裕紀が官衙へ赴き訴えたところ、淡水同知の丁日健から、呉裕紀を罷免して隘首を交代させることはないという諭を直接下された。	該当する文書なし。		

(出所) 筆者作成。

いる。呉裕紀は、劉青史が淡水同知の任期交代にともなう空白時期を狙って不正をはたらき、邱福興を隘首として認可する示諭と隘戩を入手したと主張している。しかし、示諭には同知の「関防」(官印)が押捺されるため、不正をはたらくことは恐らく不可能に近い。

では、単に呉裕紀が虚偽の訴えをしただけなのであろうか。ここで、3月に邱福興からの認充状、及び劉青史らからの保結状が提出されていることに疑問が生ずる。すでに2月15日付で認可の示諭と戩記が下されているにもかかわらず、後付けでそれらが提出されているのである。本来ならば、示諭と戩記を下す以前に、認充状や保結状の審査が厳正に行われるべきであろう。呉裕紀はこの点を突き、不正として訴えたものと考えられる。

当案件の場合、1つの隘に複数の隘戩が入り乱れ、訴えが相次ぐ状況のもとで、隘首の任免許可も頻繁に出されている。また、管轄する淡水同知が1年程度で交代を繰り返しているため、交代にともなう空白時期の不備が不正の余地を生み、訴訟を起こしやすい環境をもたらしていたとも考えられる。

4. 小結

本節では、訴訟の発端と争点から見える問題を3点に分けて分析した。第1は、借金問題に起因する対立の構図である。芎中七隘の隘首「石隆興」であった邱新連は、隘戩を担保に邱超梧から借金をした。邱新連は徴収した隘租の一部を差し引いて利息の支払い、ないし元本の返済に充てることを考え、邱超梧は自らの持ち分の田地から納付すべき隘租と、邱新連に貸し付けた資金にかかる利息ないし元本とを相殺することを想定していた。しかし、呉琳芳は邱新連の罷免を訴え、

新隘首「石隆慶」として呉裕紀を擁立した。そして、借金した邱新連が罷免された以上、隘租は邱新連ではなく呉裕紀に納付されるべきであり、それを拒むことは不当と主張した。一方、邱超梧は劉青史とともに訴訟を起こし、対抗する隘首として邱福興を擁立した。つまり、隘戩には隘租の徴収権が附随するため、隘戩が借金の担保となり得たことが、原告と被告双方の対立の構図を生んだのである。

第2は、隘戩の効力とその管理問題である。本来ならば、隘首の任免に際し、新隘戩の付与と旧隘戩の返上が同時に行われるべきである。しかし、隘戩の管理は杜撰で、罷免された隘首はいつまでも旧隘戩を返上せず、抹消されるべき旧隘戩の名義を彫り直して偽造するという不正ささえも生じていた。その結果、1つの隘に複数の隘戩が存在し、権利争いを複雑化させていた。

第3は、隘首の任免に関する行政手続き上の問題点である。本来ならば、隘首を認可する示諭と戩記を下す以前に、認充状や保結状の審査が厳正に行われるべきである。しかし、複数の隘戩が入り乱れ、訴訟が頻繁に起こされている状況のもとで、隘首の任免許可も頻繁に出されていた。また、管轄する淡水同知が1年程度で交代を繰り返しているため、交代にともなう空白時期の不備が不正の余地を生み、訴訟を起こしやすい環境をもたらしていたとも考えられる。

第3節 訴訟に関わる人間関係

1. 資金問題から見える隘首と墾戸の関係

被告の呉琳芳側に加勢した彭継生の稟状（淡案 17307-12）は、芎中七一带の土地は嘉慶年間に墾戸の呉琳芳が開墾し、銃器を整え、隘丁 30 名を募って防備にあたらせたことなど、より詳細に呉琳芳の主張を補強している。その稟状によれば、咸豊5年（1855年）11月以降、隘丁を募ってその口糧（隘糧）を給付するための諸資金はすべて、呉裕紀が借金して立替えることで賄ってきたという。そのうえで、呉裕紀を逆恨みしていた劉青史は、その弱みにつけこんで狡猾に隘首の座を奪い、邱福興と共謀して口糧（隘糧）を不正に山分けしようと企図したと説明している⁷¹。

ここで、隘にかかる資金不足と諸資金の出所が問題となる。呉裕紀が誰から借金していたのかについては言及されていないが、当案件の原因が隘戩を担保とする借金にあり、隘糧の資となる隘租の徴収権が争われていることを勘案すると、問題の核心にある資金問題が見えてくる。

当初、芎中七隘の隘首「石隆興」として呉琳芳が擁立していたのは邱新連であった。しかし、邱新連は隘にかかる諸資金の工面に困り、隘戩を担保に邱超梧から借金をした。上述したように、邱超梧は監生の邱其政であり、甲長の邱伝興とも重複していると推測される。つまり、隘首に隘租を納付する墾戸でありながら、隘首を資金援助するのに十分な財力をもっていたわけである。資金を貸す際に隘戩を担保としたのは、隘戩には隘租の徴収権が附随するためである。邱新連は徴収した隘租の一部を差し引いて利息の支払いないし元本の返済に充てることを考え、邱超梧は自らの持ち分の田地から納付すべき隘租と、邱新連に貸し付けた資金にかかる利息ないし元本とを相殺することを想定していたのであろう。このことは、呉琳芳が劉青史側の隘租滞納を訴えて

いる事実からも推察できる。劉青史は邱超梧と何らかの密接な関係をもっており、自らが納付すべき隘租も相殺されるものと見なしたのではないだろうか。

しかし、呉琳芳は邱新連の罷免を訴え、新隘首「石隆慶」として呉裕紀を擁立した。そして、借金した邱新連が罷免された以上、隘租は邱新連ではなく呉裕紀に納付されるべきであり、それを拒むことは不当と主張したのではないだろうか。ただし、邱新連と呉裕紀は重複しており、単に名義を「石隆興」から「石隆慶」に変え、借金を無に帰すことを企図した偽装工作であった可能性がある。それは当然、邱超梧にとって承服し難いことである。そこで、劉青史とともに訴訟を起こし、対抗する隘首として邱福興を擁立したのではないだろうか。その間、隘租の納付先は定まらないため、隘の運営はさらに悪化し、呉裕紀もまた別のところから借金せざるを得なくなったと考えられる。

隘租の納付先が定まらずに困るのは、対抗する隘首の邱福興も同様である。淡水同知の唐均が示(17307-16)と諭(17307-17)を下し、訊問を経て正当な隘首が判定されるまで、呉裕紀にも邱福興にも隘租を徴収させないよう命じた後、邱福興は催状(17307-21)を提出して窮状を訴え、自らに隘租を納付させるよう請願している⁷²。これを受け、淡水同知もやむなく諭(17307-23, 24)を下し、邱福興を正当な隘首と認め、彼に隘租を納付するよう命じている。

このように、隘制は当初より隘糧の供給不足問題を抱えており、官側の対策にも実効性がなかったことが指摘されている⁷³。当案件からも隘にかかる資金不足が垣間見えるが、さらにその不足を補うために資金援助を行った墾戸が、実は隘戩を管理していたことが分かる。被告側の隘首の呉裕紀、原告側の隘首の邱福興双方に対する苦情を訴えた劉以南の稟状(淡案17307-35)、及び曾肇禎、羅萬史の催状(淡案17307-37)では、新隘首となった邱福興が隘戩を「保充人」の管理に任せ、隘丁への隘糧の給付を滞らせている旨が主張されている⁷⁴。この「保充人」とは、邱福興を隘首に推挙し、その身元を保証する保結状を提出した劉青史にほかならない。

従来、官側が認可した隘首に隘戩が付与されるという点から、隘首は公職ととらえられてきた。しかし、当案件を通して、隘租を納付すべき立場の墾戸と徴収する立場の隘首の実際の関係性を見てみると、民と「公務を執行する地方職員」⁷⁵というよりむしろ、土地開発事業者とそこに雇用される作業従事者に近い。つまり、当案件は表向き隘首の任免に関する訴訟であるものの、実際には墾戸間の地権争いの様相を呈しているのである。

2. 周辺地域との関わり

前項で触れた劉以南や曾肇禎らは、芎中七一带ではなく、そこに隣接する雞隆莊、及び雞隆の新墾地である大坪莊の人である。つまり、原告と被告いずれとも相対する第3の立場にある。彼らが当案件に関与するに至った直接の原因は、生番の襲撃によって猪湖頂(後の新雞隆、現在の苗栗県銅鑼湾郷盛隆村猪湖⁷⁶)等の「隘寮」(見張り小屋。望楼のほか土壁や木柵が併設されていることもあった)が焼き討ちに遭い、隘丁1名が殺害された事件にある。この事件がなぜ芎中七隘の隘首と関係するのか。その背景にもやはり、被害に遭った隘寮を建て直し、治安維持を強化するための資金問題がある。

劉以南の催状（淡案 17307-35）ではまず、雞隆莊と芎中七 3 莊の関係が説明されている。すなわち、この数年前に芎中七 3 莊で行った協議により、官隘である芎中七隘の隘糧の一部 200 石を差し引き、雞隆の新墾地である大坪莊に併設した民隘の隘糧を補填することを取り決めた。その際、劉以南が初期費用を用意して隘丁を追加募集し、隘首として金茂興を置くこととなった。一方、当時芎中七隘の隘首であった邱新連は、淡水同知の曹謹によって罷免された後も、呉琳芳らを買収して虚偽の稟状を出させ、「石隆興」から「石隆慶」に変名して隘首の座にとどまり、8 年もの間隘糧を横領して地方を顧みなかったという⁷⁷。

芎中七隘の隘糧から雞隆の民隘の維持費を補填していたことについては、「結状」⁷⁸（淡案 17307-34）や「給墾批字」⁷⁹（淡案 17307-36）によって補強されている。給墾批字の内容を整理すると、以下ようになる。すなわち、後壠社、南港社、新港社が管轄する雞籠^{マツ}一帯の未墾荒地（屯丁の養贍埔地であったと推定される）の開墾を、雞籠^{マツ}莊の墾戸である呉里兆、劉崇業らが請け負った。さらに、その開墾地を周囲の石門、大坪、蘆竹、濫深湖まで拡大することを企図したものの、資金と人手が不足していた。そこで、劉晋帆、邱志武、羅萬史、羅玉堂が資金と人手を集め、民隘を設けて開墾を進めることとなった。この民隘の維持費については、老雞籠^{マツ}莊が 222 石を負担し、芎中七 3 莊の「石隆慶」の隘糧から 200 石を拠出することになったという⁸⁰。

つまり、芎中七隘では隘首をめぐる混乱で隘租の徴収が滞っているため、雞隆の民隘に補填されるべき隘糧も入らない。その結果、隘の防備が手薄になって番害を被った、という主張である。被害に遭った隘寮を建て直し、治安維持を強化するためにも、早期に芎中七隘の正当な隘首を決める必要があったのである。

なお、この給墾批字に開墾を請け負う者として名前が挙がっている羅萬史は生員で、当案件の被告側の隘首の呉裕紀、原告側の隘首の邱福興双方に対する苦情を訴える稟状（淡案 17307-33）を出した 1 人でもある。また邱志武は、後に張進生が提出した稟状（淡案 17307-40）によって、芎中七隘の新たな隘首として推挙されている。以上の経緯から、新開地に民隘を設けて開墾を請け負う新参者と、すでに開墾が進んだ土地の旧来の墾戸との、協力と攻防の構図が浮かび上がる。

隘のような漢番境界地の管理は、周辺地域の墾戸にとって大きな関心事だったはずである。その最大の理由は言うまでもなく、生番からの襲撃という危険と隣り合わせの開墾地に生活と生命がかかっていたからである。また同時に、漢番境界地こそ新天地であり、その土地に関与することで自らの力の及ぶ範囲を広げることができたからでもある。新開地の開墾を請け負う新参者といえども、彼らはすでに社会的地位も財力も有する生員などの肩書を持っていることが少なくない。隣接する隘の混乱に干渉することで、自らの力が及ぶ範囲の拡大を狙うだけの意図も力量も持ち得たと考えられる。

3. 番割との関わり

ここまで、芎中七隘の隘首を奪い合う原告と被告、及び隣接する雞隆莊から関与する第 3 者を見てきた。最後に、第 4 の立場から関与する張進生について考察したい。張進生は、まず咸豊 7 年（1857 年）5 月 7 日に稟状（淡案 17307-40）を提出し、芎中七隘の新たな隘首に邱志武を推

挙している。しかし、その訴えは認められなかったようである。それから5年後、張進生は張益安という名義で再び稟状(淡案 17312-01)を提出し、今度は新たな隘首に「金福安」を推挙している。

この「金福安」については、原告劉青史の父である劉宣謨が提出した稟状(淡案 17312-07)に興味深い説明がある。すなわち、「金福安」とは張益安の外甥で「案匪番割」(罪人として訴えられている番割)⁸¹の邱苟が変名したもので、邱苟は長年にわたって番割に従事しており、しばしば漢人を殺して生番に取り入り、「隘路」(隘に繋がる径路、番界への入口でもある)を管理してきたと非難している⁸²。また、劉宣謨が「金福安」に対抗して擁立した隘首「四和成」は、その稟状(淡案 17312-16)のなかで、張益安(すなわち張進生)は早稲を狙って、芎中七石4庄⁷⁷の同意を得ずにその隘首の任免をめぐる訴訟に干渉し、その外甥で「番割案犯」(番割であり罪人でもある)の邱苟を「金福安」と変名して隘首の職に就かせ、隘租を貪ろうしていると訴え、その企みを指摘している⁸³。

なお、劉宣謨が提出した稟状(淡案 17312-07)には、張益安は芎中七一帯の東側にある大坑口隘、及び南側にある「油房坑」(石油が噴出する穴)を管理している旨も記されている。それを裏付けるように、猫裏溪⁸⁴の上流にあたる「内山」(生番の居住地である山間部)で番割の邱苟が不当に石油を採取していたことを示す史料がある⁸⁵。そして、当案件から7年後の同治3年(1864)、彼は呉姓の某にその石油を採掘する権利を毎年100余元で売り、同治4年(1865年)にはあらためて宝順洋行⁸⁶に毎年1000余元で売っており、それが原因で呉姓の某と宝順洋行の双方で訴訟が起こされている。さらに、呉姓の某は衆人を糾合して宝順洋行と争い、大きな騒擾を引き起こしたという。そのため、官側は邱苟を拿捕しようとしたがなかなか捕まらず、同治9年(1870年)2月ようやく拿捕し処刑したとされている⁸⁷。

このように、番割が隘首や通事の職に不当に就き、騒乱を引き起こすという弊害が生じていたことは、地方志などの記述からも分かっている。また、番割が生番との交易のほか、開発を進めるうえで必要な生番との日常的な交渉(「安番」)、隘における対生番防禦(「防番」)に従事していたとして、その積極的な役割も指摘されている⁸⁸。邱苟の場合も、義首の張新進の外甥として隘首の座を狙う一方で、番割として生番との交渉を行い、隘路を管理していた。その活動は、漢番境界地の開発によって得られる隘租のみならず、内山の天然資源をも視野に入れている。つまり、開発の阻害要因とされる番割の存在が、むしろ開発を進めるための促進剤にもなっていたと言える。

4. 小結

本節では、訴訟に関わる人間関係について、3つの視点から考察した。第1は、資金問題から見える隘首と墾戸の関係である。当案件の発端は隘首が墾戸から借金した問題にあり、隘戩を事実上管理していたのは、隘首に資金を貸し付けた墾戸、あるいは隘の資金不足を補うために資金援助を行った墾戸、またあるいは隘首を推挙し身元を保証する保充人となった墾戸であった。ここに見える墾戸と隘首の関係性は、隘租を納付すべき立場の民と、徴収する立場の官(地方職員)

というよりむしろ、土地開発事業者とそこに雇用される作業従事者に近いのではないだろうか。

第2は、周辺地域との関わりである。漢人による番地侵墾が山間部へ向けて拡大を続ける一方、その勢いに官側の対応は追いつかず、新開地では民隘が設けられた。その維持費は、既成の官隘から隘糧の一部が拠出され、補填された。ここに、新開地に民隘を設けて開墾を請け負う新参者と、すでに開墾が進んだ土地の旧来の墾戸との、協力と攻防の構図が浮かび上がる。新開地の開墾を請け負う新参者といえども、彼らはすでに社会的地位も財力も有する生員などの肩書を持っていることが少なくない。隣接する隘の混乱に干渉することで、自らの力が及ぶ範囲の拡大を狙うだけの意図も力量も持ち得たと考えられる。

第3は、番割との関わりである。隘首として推挙された邱苟は、一方では番割として生番との交渉を行い、隘路を管理し、内山の「油窟」（油田）の採掘権を売って利益を得ていた。その活動は、漢番境界地の開発によって得られる隘租のみならず、内山の天然資源をも視野に入れていたのである。つまり、開発の阻害要因とされた番割の存在が、むしろ開発を進める促進剤にもなっていたと言える。

おわりに

本稿では、清代台湾において、地方行政の最末端であると同時に開発の最前線でもあった漢番境界地に設けられた隘に着目し、咸豊6～11年（1856～61年）に淡水庁竹南（現在の苗栗県銅鑼湾郷）で起きた隘首の任免に関する行政訴訟の事例分析を行った。具体的には、まず訴訟の背景と概要を整理し、次に訴訟の発端と争点から見える問題を分析し、さらに訴訟に関わる人間関係について考察した。

その目的は、隘の運用実態が地方行政末端の制度として企図された役割から乖離した原因をとらえ直し、隘首の背後で実権を握っていた漢人墾戸たちの錯綜する利害関係が、開発を左右する主要な要因となっていたことを実証することにあつた。

本稿における分析と考察の結果、官から隘首に付与される隘職を実際に管理執行していたのは墾戸であり、訴訟の表向きの名目は隘首の任免となっているものの、その真の目的は隘職に附随する隘租の徴収権にあつたことが分かった。墾戸らはそれぞれ隘首を擁立し、相手方の隘首の罷免を求めて訴訟を起し合っていた。つまり、隘首と墾戸は、行政制度上の官（地方職員）と民という立場とは別の秩序を保持しており、隘首の背後で実権を握る漢人墾戸たちの錯綜する利害関係が、開発を左右する主要な要素となつたのである。その関係性は、隘に課された制度的役割とは逆に、漢人による開発を促進する効果をもたらした。

以上の分析と考察の結果は、官側が意図した漢番隔離と番地保護の制度が成功しなかった原因、及び漢番境界地における流動的な秩序を形成していた人々が果たした役割について、隘首という視点からこれまでの先行研究を補強的に実証するものである。

最後に、今後の課題を示しておきたい。まず、本稿で扱った個別事例を清代台湾の地方行政全体のなかに位置づけるためには、時代性や地域性をより深く分析考察する必要がある。これにつ

いては今後の課題とし、別稿で検討したい。次に、隘首や番割などを含む漢番境界地の「仲介者」については、そのどこに焦点を絞るかによって、結ばれる像も一様ではない。本稿で言及した邱苟が見せる番割像についても、更なる分析検討を要するため、今後の課題としたい。

注

- 台湾の先住民はオーストロネシア（南島、あるいはマラヨ・ポリネシア）語族に属す複数の民族である。清朝統治下においては「番」ないし「番人」と総称され、平地に居住し漢化と混血が進んだ「熟番」、及び山地に居住する「生番」に区別され、さらに清朝に帰順して間もない生番は「歸化生番」と称された。熟番と生番とを区別する基準については、統治上の観点（服役納課の負担や清律の適用）や、漢化の度合い（言語・辮髪・生業形態）などが指摘されている。日本統治期に入ると、台湾総督府は当初「番」の字を「蕃」に改め、「熟蕃」、「生蕃」と称していたが、後の1935年に公布した「戸口調査規定」において、前者を「平埔族」、後者を「高砂族」と改称した。第2次世界大戦後、国民党政権のもとでは、平地行政区に居住する「平地山胞」、及び山地行政区に居住する「山地山胞」に区別されたが、これは平埔族と高砂族の区分を引き継ぐものではない。また、山地山胞は行政上の特別な扱いを要する対象と見なされ、「高山族」と称されることもあった。その後、1990年代頃から先住民の権利回復運動の気運が高まり、それを受けて2001年に公布された「原住民族身分法」においては、「台湾原住民」（台湾では古くから居住している民族という意味で「原住民」を用い、すでに滅んだという意味をもつ「先住民」は用いない）であることを身分として認定し、「平地原住民」と「山地原住民」の区分に改められている。ただし、かつて平埔族と称された人々の子孫の多くはすでに漢族化しており、平地原住民として登録されているとは限らない。詳しくは、日本順益台湾原住民研究会『台湾原住民研究概覧—日本からの視点—』（風響社、2005年、15-140頁）、同『台湾原住民研究への招待』（風響社、1998年、15-25頁）、唐立「試論清代台湾生番之帰化与漢族拓墾—以乾隆至道光年間为中心—」（『中国海洋発展史論文集』[中央研究院中山人文社会科学研究所]第6期、台北、1997年、409-413頁）、小林岳二「台湾原住民の辮髪」（『台湾原住民研究』第3号、1998年、208-228頁）を参照。
本稿では、清代の史料用語として「番」を用いている。
- 「淡新檔案」とは、乾隆41年～光緒21年（1776～1895年）に作成された台湾北部地域の行政と司法に関わる官庁文書である。日本統治時代には台湾総督府の新竹地方の法院に接収されたが、その後、覆審法院を経て台北帝国大学文政学部へ寄贈され、「台湾文書」と称された。戦後、当時台湾大学法学院法律系教授であった戴炎輝氏によって、1947～53年3月の期間に補修と整理分類作業が行われた。その際、清代に台湾北部を管轄した歴代の地方官庁の名称に基づき、「淡新檔案」と命名されている。当初は35ミリマイクロフィルム33巻に複写されたものが閲覧に供されていたが、近年では校註本が陸續と出版されているほか、ウェブ上でもデジタル画像の公開が進んでいる。本稿では、校註本（呉密察編『淡新檔案（14）—第1編：行政、撫墾類、隘務—』台北、国立台湾大学図書館、2005年）、及びウェブ上で公開されている画像（『淡新檔案』数位典藏計畫—台湾大学整合系統— <http://www.darc.ntu.edu.tw/newdarc/darc-frameset.jsp?c1=%E8%87%BA%E7%81%A3%E5%A4%A7%E5%AD%B8%E5%9C%96%E6%9B%B8%E9%A4%A8&c2=%E6%B7%A1%E6%96%B0%E6%AA%94%E6%A1%88&doTreeView=true>、2015年1月9日最終確認）を利用した。
- 本稿で分析する案件については、隘首の欠員をめぐって長期にわたる訴訟が起こされた事例として、戴炎輝『清代台湾之郷治』（台北、聯経出版事業公司、1979年、581頁）が言及している。また、施添福「清代台湾北部内山的地域社会及其区域化—以苗栗内山の雞隆溪流域為例—」（『台湾文献』第56巻第3期、2005年、229-230頁）は、隘糧の利益を争う訴訟が地域社会の分裂へ向かわせたことを指摘している。しかし、いずれにおいても訴訟の内容や背景に対する具体的な解説や分析は加えられていない。
- 当時の台湾では、新たな土地を開墾する際、一般に以下のような手続きが行われた。まず、開墾を希望する者は官府へ「墾照」（開墾許可証）を申請した。官府の承認を受けた申請者は、定められた期限内に開墾を完了し、官府へ「正供」（土地税）を納付することが義務付けられた。これを経て、申請者は「墾戸」ないし「墾首」として官府に登録され、その土地の所有者と見なされた。なお、開墾には労力と資金を要するため、墾戸や墾首の大部分は資金力のある地方の有力者であった。彼らは実際に開墾に従事するのではなく、その資金力で農具や種子、水利施設などを整備し、「墾佃」ないし「佃戸」を集めて開墾させた。また、複数の墾佃や佃戸が合同で「合股」として「墾号」（官府に開墾申請する際の名義）を立てて申請した場合、あるいは先住民

- と「墾批」(「給墾批字」とも言う。開墾や耕作の請負契約書。)を結んだ場合などは、墾佃や佃戸がその土地の実質的な管理運用者となった。そして、彼らはその下に「現耕佃農」ないし「現耕佃人」を集め開墾や耕作に従事させた。このような構造において、土地や水利の使用料として、墾戸や墾首は墾佃や佃戸から「大租」を、墾佃や佃戸は現耕佃農や現耕佃人から「小租」を徴収し、それらの差額がそれぞれの収益となった。また、先住民と墾批が結ばれた場合は、先住民側へ「番大租」や「番租」を納付した。このような相互の関係性は一貫していたのではなく、次第に墾佃や佃戸層が成長し「一田両主制」や「一田三主制」が形成されていった。詳しくは、陳秋坤「清代台湾土地権——官僚、漢佃與岸裡社人的土地変遷 1700-1895——」(台北、中央研究院近代史研究所、2009 年、4-5 頁)、尹章義「台湾開発史的段階論和類型論」(『漢聲』第 19 期、1988 年。後に、同『台湾開発史研究』台北、聯経出版事業、1989 年、1-28 頁に収録)、栗原純「清代中部台湾の一考察——彰化地方における一田両主制度をめぐる諸問題——」(『東洋学報』第 64 巻第 3、4 合併号、33-64 頁)を参照。
- 5 いわゆる ethnic relations に関連する問題を指す。台湾においては、「原住民」、「閩南人(福佬人)」、「客家人」、「外省人」という「四大族群」の相互関係から生ずる諸問題を意味する。本稿では、先住民と漢人、先住民のなかの各グループ、漢人の中でも閩南人と客家人、閩南人のなかでも祖籍地の異なる各グループ、本省人と外省人といった多様な相互関係を広く含む用語として「族群」関係を用いている。
 - 6 戴炎輝、前掲書、467-477 頁。張士陽「清代台湾における先住民の社会変容」、神奈川大学中国語学科編『中国民衆史への視座——新シノロジー(歴史編)——』東方書店、1998 年、145-146 頁。
 - 7 例えば、陳秋坤の前掲書は岸裡社を例に、林文凱「清代台湾熟番地権の創設與流失——以竹塹社為個案的歴史分析——」(中央研究院台湾史研究所『族群、歴史與地域社会——施添福教授榮退論文集——』台北、2011 年、133-183 頁)は竹塹社を例に、収租権を担保とする漢人からの借金が土地権の流失に繋がった過程を分析している。
 - 8 戴炎輝(前掲書、102-104 頁)は、隘の種類をその維持費に基づき、以下のように分類している。すなわち、官隘は①全官隘(官が全額負担)、②官四民六隘(官が 4 割、民が 6 割負担)、③屯隘(官が屯丁を派遣、民がその費用を全額負担)、④隘丁団体隘(官が隘首を任命し、隘首と隘丁に耕作地を供与)の 4 種類、民隘は①公隘(単数ないし複数の荘の業戸や大小租戸が共同で管理)、②墾戸隘(墾戸が官に開墾申請する際に隘の設置を申請し認可されたもの)の 2 種類である。このような維持費の出所からも、官隘と民隘、隘制と屯制が混在していたことが理解できる。
 - 9 柯志明『番頭家——清代台湾族群政治與熟蕃地権——』(台北、中央研究院社会学研究所、2001 年、176 頁)が作成した地図によれば、乾隆 25 年(1760 年)にはすでに、先住民の居住生活空間(「番界」)に入入りする主な場所(「隘口」)に立てられた標識石をつないだ境界線は、南は加六堂(現在の屏東枋寮郷)から北は鷓鴣(現在の基隆市)まで延びていた。それより西側の沿岸平野部の大部分が漢人移民による開墾地となっていたのである。
 - 10 例えば、番割と洋行の関わりについて、本稿では第 3 節第 3 項にて関連の事件に言及するにとどめたが、稿を改めて詳しく調査分析を行いたい。
 - 11 戴炎輝、前掲書、105 頁。
 - 12 張士陽、前掲論文、155 頁。なお、張素玢「龍潭十股寮蕭家——一個霄裡社家族的 연구——」(潘英海・詹素娟編『平埔研究論文集』台北、中央研究院台湾史研究所籌備処、1995 年、99-126 頁)によれば、霄裡社(現在の桃園県内に位置する)蕭氏の開基祖である蕭那英(知母六)は乾隆 3 ~ 33 年(1738 ~ 68 年)に霄裡社通事を務め、その息子たちは頭目を務めている。第 3 代の東盛は隘首と把総、第 4 代の聯芳は北路屯千総にまで上り詰め、第 5 代瑞雲に至っては頭目と隘首を歴任し、貢生の資格を得て挙人を目指しているうちに、台湾が日本統治下に入ったという。
 - 13 従来は固定的な解釈にとどまっていた「番割」について、林淑美の史料分析と研究により、新たな解釈と評価が加えられている。林淑美「清代台湾の『番割』と漢・番関係」、*NUCB Journal of Language, Culture and Communication* [名古屋商科大学外国語学部]、vol. 6、2004 年、83-96 頁。同「十九世紀台湾の閩粵械闘からみた『番割』と漢・番の境界」『東洋史研究』第 68 巻第 4 号、2010 年、58-86 頁。同「清代台湾における『番割』と『通事』の交錯」、*NUCB Journal of Economics and Information Science* [名古屋商科大学]、vol. 55, no. 2、2011 年、297-310 頁。また、菊池秀明「太平天国前後の台湾における反乱と社会変容——道光十二年の張丙の乱と分類械闘を中心に——」(塚田誠之編『民族の移動と文化の動態——中国周縁地域の歴史と現在——』風響社、2003 年、195-238 頁)は、番割や先住民が漢人移民間の分類械闘に参加していたことを指摘し、それは漢人と先住民が接触と相互同化を重ねながら、新たな族群間の境界を創造する過程であったことを論じている。

- 14 林淑美、前掲論文、91-93 頁。林 (佐和田) 成美「移民社会の形成と開発における『仲介者』——清朝統治下の台湾を例に——」『言語・地域文化研究』第 14 号、2008 年、21-22 頁。
- 15 林淑美 (前掲論文、63 頁) は、移民社会の下層に位置する漢人が、生番との交易で得られる利益を目的に漢番境界地へ入り、番語を習得し、生番の女性を娶り、髪型、服装、生活場所までを変えていくという地理的、文化的、習俗的な越境を「番化」と定義している。
- 16 尹章義「台湾北部拓墾初期『通事』所扮演之角色及其效能」(『台北文献』第 59、60 期合併号、1982 年。後に、尹章義、前掲書、173-278 頁に収録) は、台湾開発の先駆者としての「通事」の役割とその変遷過程を分析している。また、林 (佐和田) 成美 (前掲論文、26-30 頁) では、文献史料上に見える「仲介者」として、「社商」、「土管、土目、頭目」、「通事」、「夥長」、「番割」、「社棍」、「社丁」、「頭家、頭人」の職務内容、人物の形容と評価、族群、居住地、他の仲介者との関係を整理し、分析を試みている。
- 17 本論で述べた通り、これは地名に由来する隘の名称である。当時の地名は、先住民が用いた呼び名に漢字を充て、福建語ないし客家語由来の発音で読まれていたものと推察される。したがって、日本語や中国語 (普通話) の発音とは異なるため、それらのルビを付すことは適切ではない。しかし、本稿では便宜上、史料上の地名にも日本語読みのルビを付すこととした。
- 18 林聖欽ほか撰述、施添福総編纂、国史館台湾文献館採集組編輯『台湾地名辞書 (巻 13) ——苗栗県——』南投、台湾文献館、2006 年、478、480-481 頁。
- 19 同上書、478、487-488 頁。
- 20 著者不明『台湾府輿図纂要』淡水庁輿図纂要、淡水庁輿図冊、隘寮、同治年間。
- 21 陳培桂『淡水庁志』巻 3、志 2、建置志、隘寮、同治 10 年。
- 22 施添福 (前掲論文、185、235 頁) によれば、後龍溪は咸豊 2 年 (1852 年) に発生した大水害の後から日本統治時代に至るまでの間、水害対策のための堤防が絶えず築かれ、その流路は徐々に西側に移動している。その後、明治 44 年 (1911 年) に雞隆溪の下流を合流させ現在の流路となったという。
- 23 注 4 を参照。
- 24 陳志豪「清代台灣的番屯制度与墾莊建構——以竹塹地区的九芎林莊為例——」(『台湾史研究』第 20 巻第 2 期、2013 年、4 頁) の整理によれば、屯有として認められた土地は「未墾荒埔」と「丈溢田園」の 2 種類である。そのうち、「未墾荒埔」の大部分は屯丁が自ら耕作して生計扶助にあてる「養贍埔地」となり、残りは官側が佃人を集めて耕作させ、租を納めさせた。一方、「丈溢田園」は乾隆 53 年 (1788 年) の調査時点で、漢人が熟番から耕作を請け負った境界外の私墾地を屯有とした土地である。
- 25 施添福、前掲論文、182-194、203 頁。
- 26 陳秋坤 (前掲書、107-118 頁) は、岸裡社通事の潘明慈が公務の費用負担のため、岸裡社に入る番租を担保に借金を重ねていたことを指摘している。
- 27 注 4 を参照。
- 28 注 4 を参照。
- 29 施添福、前掲論文、203-206 頁。
- 30 施添福、前掲論文、205、210-214 頁。
- 31 施添福、前掲論文、210 頁。
- 32 羅苡榛「台湾苗栗地域社群之構成——“以芎中七石隆興”為例——」新竹、国立交通大学客家文化学院客家社会與文化碩士在職專班碩士論文、2010 年、129 頁。また、「聯莊」については、戴炎輝 (前掲書、18-19 頁) によれば、複数の街や莊の連合による地方自治団体で、官側の規定はなく、総理が公務を担い、公産や公廟を設置したという。
- 33 前掲校註本、133 頁上段、136 頁下段。
- 34 当案件の間に丁曰健、唐均、馬慶釗、秋曰觀 (後に重任)、恩煜、甯長敬、張伝敬、張世英という延べ 9 名が交代している。許雪姬総策画『台湾歴史辞典 (附録)』(台北、遠流出版事業、2004 年、107 頁) によれば、それぞれの在任期間は、以下の通りである。丁曰健は咸豊 4 年 (1854 年) ~ 詳細不明、唐均は咸豊 6 年 (1856 年) ~ 詳細不明、馬慶釗は咸豊 7 年 6 月 (1857 年 7 ~ 8 月以前) ~ 詳細不明、秋曰觀は咸豊 7 年 (1857 年) ~ 詳細不明、恩煜は咸豊 8 年 (1858 年) ~ 詳細不明、甯長敬は咸豊 9 年 (1859 年) ~ 詳細不明、張伝敬は咸豊 10 年 (1860 年) ~ 詳細不明、秋曰觀は咸豊 11 年 (1861 年) ~ 同治元年 3 月 19 日 (1862 年 4 月 17 日)、張世英は同治元年 4 月 (1862 年 5 月) ~ 同年 7 月 (同年 8 月)。
- 35 官側が下す指令書。滋賀秀三「淡新檔案の初歩的知識——訴訟案件に現われる文書の類型——」(刊行委員会編『東洋法史の探究——島田正郎博士頌寿記念論集——』汲古書院、1987 年、267 頁) は、「総理など地方世話役、同

族の長老、在地の紳衿など、役所の人間以外の者でかつ直接の当事者でもなく、公益の見地から動くことを期待され得るような者に対して指示を与えるもの」と解説している。しかし当案件の場合、当事者である新隘首に対して下された承認書であり、同時に隘戩も付与されている。

- 36 「諭」と同じく官側が下す指令書であるが、「示」は複数の対象者に対し回覧周知せしめるものを指す。詳しくは、滋賀（前掲論文、267 頁）を参照。当案件の場合、「諭」が新隘首本人に下されたのに対し、「示」は荘民や個人らに向けて新隘首が認可された旨を告知している。
- 37 原告と被告いずれも「稟」という語を用いている。夫馬進「明清時代の訴師と訴訟制度」（梅原郁編『中国近世の法制と社会』京大文学部人文科学研究所、1993 年、440 頁）によれば、明清時代の訴訟文書では、原告が提出した訴状は「告詞」または「告状」、被告が提出した反駁の陳状は「訴詞」または「訴状」と称されていた。そのうえで両造（原告と被告）の訴状を合わせて「呈詞」、「呈状」、「詞状」と総称されたという。ただし、阿風 [白井佐知子訳]「明清徽州訴訟文書の分類」（『史資料ハブ 地域文化研究』[東京外国語大学大学院地域文化研究科 21 世紀 COE プログラム史資料ハブ地域文化研究拠点総括班]、第 7 号、2006 年、122 頁）が徽州文書の例を挙げて指摘しているように、清代前期から中期の原告の訴状は「稟状」あるいは「稟詞」と称されるようになり、その後、被告の反駁の陳情も「稟状」と呼ばれる傾向が生じていた。
- 38 訴えに対する官側のその段階での判断を記したものである。単独の文書ではなく、「稟状」など訴状の末尾に追記され、その一部を構成する。詳しくは、阿風（前掲論文、126 頁）及び滋賀（前掲論文、262-264 頁）を参照。
- 39 被告が続けて提出した反駁の稟状。阿風（前掲論文、122 頁）によれば、「催状」は原告と被告いずれにも用いられる。催とは「催請」を意味する一種の修飾語であるため、初めて提出する告状や訴状が「催状」と称されることはない。
- 40 差役（知県の命令を受けて派遣された衙役）に下される指令書。差役はこれを手にな務へ赴き、関係者に提示して官命に聴従することを求めた。訴訟案件の関係者を召喚する過程としては、まず原告に被告の召喚を命じ、拒絶された場合は里長や保長を派遣し、それでも召喚できなかった場合は差役を派遣した。差役は、被告を逮捕ないし召喚し、供述を取った後、「単」を作成し、審理に送致する必要があった。詳しくは、阿風（前掲論文、127-135 頁）及び滋賀（前掲論文、265-266 頁）を参照。ただし、当案件の場合、票と単いずれも知県から差役に対して下されている。
- 41 注 4 を参照。
- 42 科挙における童試（県試・府試・院試の総称）に合格し、府・州・県学への入学を許された者。科挙について詳しくは、宮崎市定『科挙史』（平凡社、1987 年）を参照。
- 43 郷職の 1 つ。戴炎輝（前掲書、9-18 頁）によれば、街や荘は自ずと形成された人々の自治組織で、その長となる人物も自ずと人々からの推挙によって生まれていたようである。嘉慶から道光年間にかけて、民間の自治に対する気運が高まり、淡水同知の公認のもと、淡水、新竹、苗栗一帯の各荘に総理、董事、荘正と荘副が設置された。
- 44 林聖欽ほか撰述、前掲書、478、488-489 頁。
- 45 郷職の 1 つと思われるが、詳細な職責については検討を要する。
- 46 注 40 を参照。
- 47 清代台湾では反乱や事件が起こると、その首謀者たちを「賊」や「匪」と称し、清朝政府を助け平定にあたった者たちを「義民」、「義勇」、「郷勇」などと称した。例えば、陳盛韶『問俗録』巻 6、鹿港庁、分類械闘（標点本『蠡測彙鈔・問俗録』北京、書目文獻出版社、1983 年、138 頁。小島晋治ほか訳『問俗録』、平凡社、1988 年、188-189 頁）では、閩人が叛民になると粵人は義民になって役人を保護し県城を守ったことが記されている。また、菊池（前掲論文、208 頁）は、道光 12 年（1832 年）に台湾で発生した張丙の乱を例に、反乱軍のなかには清朝の統治力が弱体なのを見て反乱軍に従ったに過ぎない者もあり、反乱軍が劣勢となれば義民となって彈圧側に加担したことを指摘している。つまり、賊や匪と義民との間に明確な区別があったわけではなく、人々はその機に乗じて賊にも義民にも変わり得た。
- 48 丁曰健ないし唐均のいずれかかと推測されるが、交代時期が判然としていない。
- 49 清代台湾の末端行政官庁における訴訟の終結について、滋賀秀三『統清代中国の法と裁判』（創文社、2009 年、16-19、72-79 頁）は、淡案の分析に基づき、如何なる進行段階にあっても、当事者双方とその周囲の関係者から何らの新たな申し立てが出なくなれば、それで良しとされたことを指摘している。つまり、法律の文言を厳密に適用するのではなく、「情理」（常識的な正義感や衡平の感覚）によって融通をきかせ、妥当な解決をもたらすことが重視されたというのである。これに対し、林文凱「地方治理與土地訴訟——清代竹塹金山面控案之社会史分析——」（『新史学』第 18 巻第 4 期、2007 年、177-181 頁）は、版牘や訴訟檔案上に見られる地方官

の文言のみに依拠して審理の相関関係を論ずることに疑問を呈し、その背後にある政治経済的状況、すなわち社会の治安や統制と税収の安定という要素を考慮した地方官の意図も併せて分析する必要性を指摘している。

50 前掲校註本、133 頁下段。

51 『台湾歴史辞典(附録)』(前掲書、107 頁)によれば、在任期間は道光 21 年 7 月 26 日(1841 年 9 月 11 日)～道光 25 年 10 月(1845 年 11 月)。

52 例えば、『季申報台湾紀事輯録』(輯録 6、光緒 3 年 4 月 17 日「論整頓台湾吏治以化生番」)では、行政末端の衙役が居民から強引に金品を巻き上げるという意味で「私押」という語句が用いられている。

53 前掲校註本、166 頁上段。なお、白井佐知子『徽州商人の研究』(汲古書院、2005 年、174-179 頁)によれば、徽州文書の場合、不動産や動産などを担保にとって金銭を貸す行為には「典」、「当」、「質」、「押」、担保なしで金銭を貸す行為には「借」という語句が用いられている。

54 監生には、恩監生と優監生がある。前者は、高官の子弟が皇帝の徳恩によって監生となった者であり、後者は、地方に特派された学政が自己が管轄する学校の生員のなかから優秀な者を中央へ推薦した。優監生は優貢生と同様、本来ならば国子監に入学して授業を受けるべき学生であるが、実際には国子監の収容人員に限りがあったため、原籍地に居住する者もあった。詳しくは、宮崎、前掲書を参照。

55 前掲校註本、133 頁下段。

56 施添福(前掲論文、198-199 頁)は、各姓の族譜、神主牌、墓碑銘などの調査を通して、芎蕉湾、中心埔、七十份における開基家族の姓の種類と数を提示している。このような調査を通して人物を特定する必要があるが、今後の課題としたい。

57 そのほか、「石隆慶隘首即吳裕紀」(淡案 17307-16)のように、「石隆慶」が地名に基づく隘の名称ととらえられるものもある。いずれにしても、隘首の名義と地名が関連していることが分かる。

58 例えば、片山剛『『許舒博士所輯広東宗族契拋彙録(上下)』を読んで——清末民国期の立戸・税契・過割——』(『センター通信』[東京大学東洋文化研究所東洋学文献センター発行]、第 31 号、1991 年、4-15 頁)が指摘するように、清代の土地売買においては、契約成立後も「税契」(官庁に契税を納入して契拋に官印を受ける手続き)のみ行なわれ、「過割」(納税を負担する名義変更の手続きで「推收」とも言う)が行われず、長期にわたって「戸名不変」という現象がしばしば見られた。また、福建においても、陳盛韶『問俗録』巻 4、詔安県、花戸冊(前掲標点本、92 頁。前掲翻訳本、82 頁)に記されるように、徭役の負担から逃れるために、幾つかの同族内や異姓間でも合同で 1 戸の名義を立てることがあった。台湾の移民社会の場合、個人々人では開墾を進めることが困難であったため、合股(合同の墾号)を立てたり、開台祖などを祀る公嘗を設けたりすることを通して、新開地に定着し、地域社会を形成する必要があったという点で、大陸とは状況が異なる。しかし、当案件における「A 即 B」という表現については、A が官庁に登録された名義、B が実際の管理責任者の名前とも考えられる。ただし、族譜などの関連史料を詳しく分析検討する必要があり、今後の課題としたい。

59 前掲校註本、146 頁下段、147 頁上下段、148 頁下段。

60 前掲校註本、130 頁上段。

61 前掲校註本、133 頁下段。

62 前掲校註本、134 頁下段。

63 注 35 及び注 36 を参照。

64 前掲校註本、135 頁下段。

65 前掲校註本、151 頁上段。ここでは、芎中七 3 荘の前隘首は、淡水同知曹謹によって罷免された後も、吳琳芳らを買収して虚偽の稟状を出させ、「石隆慶」として隘首の座にとどまり、8 年もの間隘糧を横領して地方を顧みなかったと訴えられている。曹謹によって罷免された前隘首とは、邱新連にほかならない。

66 「硃」とは朱色を意味する。例えば、上奏文の末尾に皇帝が親ら朱筆で記す指令を「硃批」と称した。また、「標」については、原文には手偏の「標」で表記されているが、校註本では木偏で表記されている。白井(前掲書、468 頁)によれば、「標」とは目印や符号、標識を意味する「標」の動詞形であり、家産分割文書では「闌」とほぼ同様の意味をもつという。ただし、当案件の場合、知県が墨筆で自身の判断を記し、指令を下している。

67 前掲校註本、174 頁下段。

68 前掲校註本、176 頁上段。

69 前掲校註本、135 頁下段-136 頁上段。

70 前掲校註本、130 頁下段。

71 前掲校註本、136 頁下段。

-
- 72 前掲校註本、142 頁下段 -143 頁上段。
- 73 柯志明（前掲書、199-236 頁）の研究によれば、淡水庁治下の隘にかかる資金は、旧来のまま墾戸からの資金援助やその他から補填されており、未墾荒地だけでは足りず、すでに私墾されていた土地や、水害などで放棄された土地の整理と回復が図られていたようである。さらに、熟番自らは耕作することができず、結局漢人を招致して隘租を納めさせることで隘糧の資としたという。
- 74 前掲校註本、151 頁上段、152 頁下段。
- 75 注 11 を参照。
- 76 林聖欽ほか撰述、前掲書、478、488-489 頁。また、陳培桂（前掲史料）の記述から、官の管理が行き届かず、民隘として機能していたことが分かる。
- 77 前掲校註本、150 頁下段 -151 頁上段。
- 78 誓言書。清代の訴訟においては、知県の判決が下された後、原告と被告はその判決を受け入れ従う旨を記した「甘結」を立てた。ただし、当案件の結状はそれと異なり、訴状の内容に偽りが無いことを誓言するものである。
- 79 注 4 を参照。
- 80 前掲校註本、151 頁下段。
- 81 「匪」については、注 47 を参照。
- 82 前掲校註本、170 頁上段。
- 83 前掲校註本、175 頁上段。
- 84 伊能嘉矩『台湾文化志（復刻版）』（下巻、刀江書院、1965 年、729-730 頁）によれば、後龍溪の別名である。なお、猫裡溪で石油を産出したことについては、丁紹儀『東瀛識略』（巻 7、奇異、兵燹、奇異、同治 12 年）の記述から、火山活動によって夕方頃になると水面に原油が浮き出てきていたことが分かる。
- 85 陳培桂、前掲史料、巻 12、考二、物産考、礮案（附）。
- 86 別称 John Dodd & Company。スコットランド人（アメリカ人という説もある）の John Dodd は、当時香港を本拠地としていた順地洋行の駐廈門代理として、咸豊 10 年（1860 年）に初めて台湾を訪れた。その際、台湾の気候風土が茶の栽培に適していることに気づき、同治 5 年（1866 年）に宝順洋行を設立して台湾産の烏龍茶を商品作物に育て、アメリカ市場へ輸出した。詳しくは、やまだあつし「台湾茶業における台湾人資本の発展——一九一〇年代を中心に——」（『社會經濟史學』第 61 巻第 6 号、1996 年、55-77 頁）を参照。
- 87 連横『台湾通史』（巻 18、権売志、煤油、1908 年）も、邱苟による事件とその後の官側の対処について、より詳しく記述している。
- 88 林淑美、前掲論文、2004 年、91-93 頁。

（2014 年 10 月 24 日投稿受理、2015 年 3 月 24 日採用決定）

〔付記〕

本稿は、2014 年 3 月 17-18 日に、台湾の中央研究院台湾史研究所、国立政治大学台湾史研究所、東京大学総合文化研究科、一橋大学大学院言語社会研究科の共催で開かれた「2014 台湾史青年学者国際研究会」で行った口頭報告を大幅に加筆、修正したものである。口頭報告、及び本稿の執筆、加筆、修正にあたっては、指導教授の白井佐知子先生（東京外国語大学を 2015 年 3 月末日付けにて退官）をはじめ、研究環境を整えて下さった澤田ゆかり先生（東京外国語大学）、報告の機会を与えて下さった川島真先生（東京大学）、研究会でコメンテーターを務めて下さった林文凱先生（中央研究院台湾史研究所）、本稿を丁寧に査読して下さい下さった 2 名の先生方（匿名）、辛抱強く修正を促して下さい下さった編集委員会の先生方、そのほかにも多くの先生方より、多くの貴重なコメントとご教示を賜った。ここにあらためて記し、深甚なる謝意を表したい。

付表 芎中七隘の隘首をめぐる訴訟の流れ

淡案No.	年月日	種類	主要題目	発文者(文中に記された肩書)	概要
17307_36	道光24年12月	稟批字		呉里米、劉崇業(いずれも雞籠莊の原墾戸)ほか	後禮社・南港社・新港社が管轄する未墾荒地の開墾を、雞籠莊の開墾戸である測呉里米・劉崇業らが請け負った。さらに、その開墾地を拡大することを企図したものの、資金と人手が不足していた。そこで、劉晉帆・邱志武・羅萬史・羅玉堂が資金と人手を集め、民陰を設けて開墾を進めることとなった。この民陰の維持費については、老雞隆莊が220石を負担し、芎中七3莊の「石降慶」の隘租(隘租)から200石を拠出することになった。
17307_01	咸豊6年2月13日	稟状	芎中七等庄生員劉青史等為人逃隘懇懇恩准給論職以專責成事	劉青史(芎蕉灣・中心埔・七十份・石開騰・隆興庄等の治下にある生員)、邱其政(監生)ほか	「石降慶」の隘職を持つ隘首の呉裕紀を罷免することを請願し、隘丁の邱福興を新たな隘首に推挙。
17307_14	咸豊6年2月	立請帖字		劉煥文(芎蕉灣・中心埔・七十份・石開騰)、邱超梧ほか人衆佃戸	協議を終って邱福興が隘務に熟悉していることを確認し、隘首の職に就かせることを決定。隘首の職務規定をも明記。
17307_04	咸豊6年2月15日	論	淡水分府丁為給發論職事	丁曰健(署淡水分府)	咸豊6年2月3日(ママ)に劉青史から提出された稟状を受け、芎中七の治山一帯地域の新たな隘首として邱福興を就任させることを認可し、隘職を付与。
17307_05	咸豊6年2月15日	示	淡水分府丁為出示曉諭事	丁曰健(署淡水分府)	芎中七等の居民と隘丁に対し、新隘首の邱福興に隘租を完納するよう指示。
17307_02	咸豊6年3月	認充状		邱福興(民)	芎中七・石降慶正等の隘首に就任し、隘務を恣せにしないことを誓言。
17307_03	咸豊6年3月	保結状		劉青史(生員)、邱其政(監生)ほか	芎中七・石降慶正等の隘首として邱福興を推挙し、その身元を保証。
17307_06	咸豊6年4月3日	稟状	芎中七庄生員劉青史等為屢討不還懇准勸差吊銷事	劉青史(芎蕉灣・中心埔・七十份・石開騰・隆興庄等の治下にある生員)、邱其政(監生)ほか	罷免された前隘首の呉裕紀(すなわち呉細番)が旧隘職を返上しないことを訴え、没収するよう請願。
17307_07	咸豊6年4月3日	稟状	芎中七庄隘首邱福興為懇准吊銷廢職以杜弊端事	邱福興(芎中七・石降慶等庄の隘首)	罷免された前隘首の呉裕紀が旧隘職を返上しないことで、隘租の徴収時に問題が生ずるのを恐れ、没収するよう請願。
17307_08	咸豊6年4月19日	単		唐均(署淡水分府)	対保差の蔡雲に対し、前隘首の呉裕紀から「石降慶」の旧隘職を没収して来るよう指示。
17307_09	咸豊6年4月21日	稟状	芎中七石降慶墾戸呉琳芳等為蒞隘申吞恩准嚴提斥革以復原額以免另充事	呉琳芳(芎中七・石降慶の墾戸)、張巨楠(監生)ほか	隘租の滞納を咎められたことを逆恨みした劉青史が、邱其政(すなわち邱超梧)と共に謀し、誣告によって呉裕紀を罷免させ、新たに邱福興を就任させた旨を主張。
17307_10	不詳	催状	芎中七等處監生張巨楠等為根討捏充懇准勸革歸辦以衛地方事	張巨楠(芎中七等の監生)ほか	劉言謨(すなわち劉煥文)は呉裕紀に隘租の滞納を咎められたことを逆恨みしていたため、その息子の劉青史は、前任の淡水同知丁曰健が任期を終えて交代する際に、不正な方法で邱福興を新隘首に就任させた旨を補強。
17307_11	咸豊6年6月8日	催状	芎中七隘首石降慶即吳裕紀為發討論陷狡弊捏充懇迅核案示革并向研究事	呉裕紀(芎中七の隘首石降慶)	呉裕紀は「石降慶」の隘首を10余年間務めてきたのに、隘租を滞納する劉煥文の息子の劉青史は咸豊6年3月23日(ママ)に官衙へ赴いて不正を行ない、邱福興を新隘首に就任させたと主張。

淡案No.	年月日	種類	主要題目	発文者(文中に記された肩書)	概要
17307_12	咸豊6年6月11日	稟状	芎中七羅籠等處總理彭繼生為拋情稟叩乞准示諭隔辦并懇核案吊銷以極興情以免釀禍事	彭繼生(芎中七・羅籠等の總理職員)	呉裕紀は「石降慶」の隘首を10余年間務めてきたうえ、咸豊5年11月から現在まで、隘務にかかる費用は全て、呉裕紀が借金して立替えることで賄ってきた旨を説明。
17307_13	咸豊6年6月18日	稟状	芎中七石降慶隘首邱福興為懇請論給隘糧以資防堵事	邱福興(芎中七・石降慶の隘首)	前隘首の呉裕記(すなわち呉細番)は、親族で「逆匪」の呉水妹と共謀して旧隘職を隠し持っており、総理の彭延援に賄賂して自らに有利な訴えを出させ、隘租を不正に山分けしようとしていると主張。
17307_15	咸豊6年6月18日	稟状	芎中七等庄廩生劉宣綸等為受賄租稟懇憲查案分別事	劉宣綸(芎蕉湾・中心埔・七十份・石厝牆等庄の治下にある廩生)、劉青史(生員)、邱其政参照	総理の彭延援は、芎中七の利害に無関心であるはずなのに、該地の墾戸の呉永安と同宗であることから、共謀して前隘首の呉裕記に買取られ、彼に有利になるよう偽りの稟状(17307-012)を提出したと主張。
17307_16	咸豊6年6月25日	示	淡水分府唐為示仰存貯候斷事	唐均(署淡水分府)	「石降慶」の管轄下にある個人等に対し、訊問を経て正当な隘首が判定されるまで隘糧(隘租)の納付を待ち、呉裕記・邱福興いずれにも徴収させないよう指示。
17307_17	咸豊6年6月25日	諭	淡水分府唐為論防存貯候斷給領事	唐均(署淡水分府)	賴總書の張文・朱英に対し、訊問を経て正当な「石降慶」の隘首が判定されるまで、呉裕記・邱福興いずれにも隘糧(隘租)を徴収させないよう指示。
17307_18	咸豊6年6月25日	票	淡水分府唐為特飭趕伝訊斷事	唐均(署淡水分府)	元より本案件に関わっている対保差の蔡雲に對し、関係者を召喚し、呉裕記・邱福興の双方から隘職を没収するよう指示。
17307_19	咸豊6年7月3日	稟状	淡水行同知唐均示仰石降慶管下業佃人等務將心納本年分該處隘糧照數存貯聽候訊斷應歸何人該充再另示交納	張巨楠(中心埔庄の監生、すなわち張新芳)ほか	呉細番(すなわち呉裕記)が張巨楠(すなわち張新芳)の名を騙って偽りの催状(17307-010)を提出し、劉青史が新隘首に推挙した邱福興を誣告したと主張。
17307_20	咸豊6年7月26日	稟状	芎中七等庄廩生劉宣綸等為隘糧緊急懇請嚴吊屍觀以免奸狡捏害事	劉宣綸(芎蕉湾・中心埔・七十份・石厝牆等庄の治下にある廩生)、劉青史(生員)、張巨楠(監生)、邱超栝(甲長)ほか	呉裕記(すなわち呉細番)が羅籠庄の総理である彭繼生(すなわち彭延援)を買収し、自らに有利になるよう偽りの稟状(17307-012)を提出させたうえ、共謀して張巨楠の名を騙る偽りの催状(17307-010)をも提出したという主張を補強。
17307_21	咸豊6年7月26日	催状	芎中七隘首邱福興為懇請論給畧散畧迅論佃給糧以安地方事	邱福興(芎中七等庄の隘首)	淡水同知唐均に對し、衆佃に示諭を下して隘糧(隘租)を邱福興に納付させよう請願。
17307_22	咸豊6年8月17日	示	淡水分府唐為出示曉諭交納以資給發隘糧事	唐均(署淡水分府)	芎中七・羅籠山脚・石厝牆庄等の耕佃に對し、新隘首の邱福興に隘糧を完納するよう指示し、前隘首の呉裕紀が持つ旧隘職は無効とする旨を告示。
17307_23	咸豊6年8月17日	諭	淡水分府唐論飭給領以資給發隘糧事	唐均(署淡水分府)	猫裡街の督収書である劉宝齋に對し、新隘首の邱福興が隘租を徴収することを許可するよう指示。
17307_24	咸豊6年8月17日	諭	淡水分府唐為給發論觀辦公事	唐均(署淡水分府)	芎中七・羅籠山脚・石厝牆庄等の隘首として邱福興を就任させることを認可し、隘職を付与。
17307_25	咸豊6年8月17日	單		唐均(署淡水分府)	元より本案件に関わっている対保差の蔡雲に對し、「石降慶」の前隘首呉裕記(すなわち呉細番)から旧隘職を没収するよう指示。
17307_26	咸豊6年9月8日	催状	芎中七隘首石降慶即吳裕紀為給丁修累乞迅飭提訊斷事	呉裕紀(芎中七の隘首石降慶)	咸豊6年正月から現在までの隘糧640石を、呉裕紀が借金して立替えることで賄ってきたと説明し、劉青史らを召喚して訊問するよう請願。

淡案No.	年月日	種類	主要題目	發文者(文中に記された肩書)	概要
17307_27	咸豐6年10月1日	稟狀	猫街総局徐佳福為抱情稟明懇迅論止並提訊斷事	徐佳福(猫街総局)	呉裕記が長年にわたって誠実に隘務を務めてきたことを説明し、咸豐6年正月から現在までの隘糧も彼が立替えてきたという主張を補強。
17307_28	咸豐6年10月1日	稟狀	懇戸呉琳芳為非訊不明非斷不結乞迅論止訊斷斷以免釀禍事	呉琳芳(懇戸)	邱福興は無頼の徒であり、親戚関係にある劉青史と共に謀して誣告していると主張し、新隘首として彼を就任させることを止めるよう請願。
17307_29	咸豐6年10月1日	稟狀	羅籠仔等處總理彭繼生為恨稟架陷粘結壺叩請訊究誣事	彭繼生(羅籠仔等の総理)	劉青史は姻類の邱福興を隘首に就任させたが、邱福興は家産を持たない無頼の徒であり、自らの企みに加担しない彭継生を頼み、張巨楠の名を騙って正当な催状(17307-010)を取り下げた(17307-019)と主張。
17307_30	咸豐6年10月	切結狀		彭繼生(羅籠仔等の総理)	呉裕記に買収されて彼に有利な訴えを出したというのは、劉青史の誣告であって、そのような事実はない旨を誓言。
17307_31	咸豐6年10月1日	催狀	芎中七等處隘首石隆慶即呉裕記為冒捏甘坐稟結壺叩提訊事	呉裕記(芎中七等の隘首石隆慶)	張巨楠の名を騙って偽りの催状(17307-010)を出したという事実はなく、張巨楠本人が出した正当なものであることを誓言。
17307_32	咸豐6年10月	稟結狀		呉裕記	同上。
17307_33	咸豐6年11月24日	催狀	羅籠庄佃戸生員曾肇楨等為釋絶丁散頃刻難懇懇迅勸遵行以止延擱誤廢滋擾事	曾肇楨(羅籠庄の佃戸で生員)、劉煥南(生員)、羅萬史(生員)ほか	原告で新隘首の邱福興と被告で前隘首の呉裕記とが揉めている間に、大坪庄の裏側で新を採っていた漢人が生番に追い払われ殺された事件が起きたことから、隘首の早期決定を請願。
17307_34	咸豐6年11月	結狀		曾肇楨(生員)、羅萬史(生員)ほか	芎中七3庄で行った協議により、官隘である芎中七隘の隘糧の一部を差し引き、新墾地の大坪庄に併設した民隘の隘糧を補填することを取り決めたこと、劉以南が初期費用を用意して隘丁を追加募集し、隘首を立てることとなったことを誓言。
17307_35	咸豐6年12月13日	稟狀	羅籠大坪新庄職員劉以南為絶糧害隘懇恩核案裁奪以救隘保民事	劉以南(羅籠大坪新庄の職員)	劉以南は費用を用意し、金茂興を隘首として立てていたが、邱新運が隘首の座を奪い、淡水同知曹謹によって罷免された後も、呉琳芳らを買収して虚偽の稟状を出させ、「石隆慶」から「石隆慶」に変名して隘首の座に止まり、8年もの間隘糧を横領して該地の職務を顧みなかった。代わって新隘首となった邱福興も隘職を保充人(劉青史)の管理に任せ、隘丁への給付が滞っている旨を主張。
17307_37	咸豐6年12月26日	催狀	羅籠庄佃戸生員曾肇楨等為防禦無資啓危爾驚催懇裁奪勸遵救危事	曾肇楨、羅萬史(いずれも佃戸で生員)ほか	前隘首の呉裕記にはもはや隘糧を徴収する権利など無く、猫街の総理である徐佳福の主張(17307-027)にも道理が無い一方、新隘首の邱福興も隘職を保充人(劉青史)の管理に任せているため、隘丁への支給が滞る弊害が生じている旨を補強。
17307_38	咸豐7年3月23日	稟狀	石圍牆南圃庄懇戸呉昌和為抱情稟明懇恩電核以靖地方事	呉昌和(石圍牆・南圃庄の懇戸)	呉昌和の祖父(呉琳芳の父である呉魁琮と推定される)の代から芎中七・石隆慶の隘務を担い、淡水同知曹謹から「芎中七石隆慶」の隘職を付与されたと主張。
17307_39	咸豐7年4月27日	票	淡水分府唐為飭伝訊斷事	唐均(署淡水分府)	対保差の陳元に対し、関係者を召喚するよう指示。

淡案No.	年月日	種類	主要題目	発文者(文中に記された肩書)	概要
17307_40	咸豊7年5月7日	稟状	蛤仔市等庄義首張進生為給諭定隘以重憲論事	張進生(蛤仔市等の義首)	淡水同知から「石隆慶」の混乱を治めるようにとの示諭を受け、被告側の呉細番と原告側の邱福興の双方と協議した結果、別の隘首を立てることとなった。そこで、隘にかかると費用の不足分を立て替えていた呉細番に銀16元を支払い、新隘首として邱阿志武を推挙したと主張。
17307_41	咸豊7年間5月22日	単		唐均(署淡水分府)	対保差の陳元に対し、呉昌和が有する「芎中七等庄隘首石隆慶」の隘職を没収するよう指示。
17307_42	不詳	票	淡水分府馬為勸伝訊断事	馬慶釗(署淡水撫民海防分府)	陳元から対保差を引き継いだ蔡能に対し、関係者を召喚するよう指示。
17307_43	不詳	単		馬慶釗(署淡水撫民海防分府)	対保差の蔡能に対し、呉昌和が有する「芎中七等庄隘首石隆慶」の隘職を没収するよう指示。
17307_44	不詳	票	淡水分府恩為防催伝集訊断事	恩煜(淡水分府)	対保差の蔡能に対し、劉青史ら関係者を召喚するよう再び指示。
17307_45	不詳	単		恩煜(淡水分府)	対保差の蔡能に対し、呉昌和が有する「芎中七等庄隘首石隆慶」の隘職を没収するよう再び指示。
17312_01	咸豊11年5月24日	稟状	隘首張益安等為吞編肥已廢隘害民僉請斥革懇請接充給示職牌得各佃安業事	張益安(隘首)、張巨楠(監生)ほか	芎中七等庄の隘首邱福興(ママ)は、咸豊9年冬に隘糧を横領して隘丁を減らし、隘職を典当に入れて得た金を使い込んだことにより、元々の墾戸である呉琳芳らの訴えにより罷免された。そのため、新隘首として邱福隆(ママ)が充当したが、罷免された邱福興が義首の李承恩(ママ)と共謀して邱福隆を誣告し、隘首の座を奪ったと主張。隘首は公正かつ勤勉な人物に任せべきであるという理由で、金福安を新たに推挙。
17312_02	咸豊11年5月	保結状		張益安(隘首)、張巨楠(監生)ほか	芎中七・石隆慶等庄の隘首として金福安を推挙し、その身元を保証。
17312_03	咸豊11年5月	認充状		金福安	芎中七・石隆慶等庄の隘首に就任し、隘務を怠せにしないことを誓言。
17312_04	咸豊11年5月28日	示	淡水分府張為出示曉諭交納事	張世英(署淡水分府)	芎中七等庄の各佃戸に対し、新隘首の金福安に隘租を完納するよう指示。
17312_05	咸豊11年5月28日	論	淡水分府張為出示給諭論職奉公事		芎中七の新たな隘首として金福安を就任させることを認可し、隘職を給付。
17312_06	咸豊11年5月28日	単		張世英(署淡水分府)	対保差の蔡能に対し、罷免された前隘首の邱福興から旧隘職を没収し、本人も官衙に拘引するよう指示。
17312_07	咸豊11年6月26日	稟状	芎中七石圍牆等庄貢生劉宣讓等為例無劃一民難適從取懇恩推安奉給充以免釀禍擾累以安農事	劉宣讓(芎中七・石圍牆等庄佃戸貢生)、張巨楠(監生)ほか	大坑口の隘首である張益安(すなわち張連生)は、その外甥で「案匪番割」の印符を金福安と変名して芎中七・石隆慶等庄の隘首に就任させ、隘租を横領することを企図していると訴え、代わりには四和成を推挙。
17312_08	咸豊11年6月	認充状		四和成(佃戸、年38歳、原籍鎮平県、現住七十份庄)	芎中七等庄の隘首に就任し、隘務を怠せにしないことを誓言。

淡案No.	年月日	種類	主要題目	發文者(文中に記された言書)	概要
17312_09	咸豐11年	保結状		劉宣謨(芎蕉灣・七十分・中心埔・石圍牆等庄貢生)、張巨楠(監生)ほか	芎中七石等庄の隘首として四和成を推挙し、その身元を保証。
17312_20	咸豐11年6月21日	領状		四和成(芎中七等庄の隘首)	咸豐11年の官給の春・夏季の隘丁口糧180石を領収。
17312_10	咸豐11年6月29日	単		張世英(署淡水分府)	対保差の蔡能に対し、新隘首の四和成を官衛に召喚するよう指示。
17312_11	咸豐11年7月3日	論	淡水分府張為准孝接充事	張世英(署淡水分府)	芎中七石4庄の新たな隘首として四和成を就任させることを承認し、隘職を付与。
17312_12	咸豐11年7月3日	示	淡水分府張為曉諭事	張世英(署淡水分府)	芎中七石4庄の佃戸・隘首、及び大坑口の隘首である金福安に対し、各々の管轄を守り、隘租をめぐって争わないよう指示。
17312_13	咸豐11年7月4日	驗充名單		四和成(隘首)	芎中七石4庄の新たな隘首として四和成を就任させることを認可。
17312_14	咸豐11年7月4日	供述堂論		四和成(隘首)/張世英(署淡水分府)	芎中七石4庄の新たな隘首として四和成を就任させることを認可。
17312_15	咸豐11年7月12日	票	淡水分府張為添差勒限吊銷	張世英(署淡水分府)	元より本案件に関わっている対保差の蔡能らに対し、罷免された前隘首である邱福興の旧隘職を速やかに没収し、本人も官衛に召喚するよう指示。 【味標】邱福興は罷免された後、劉煥文と共謀して「四和成」の隘職を偽造しているようであるため、速やかに召喚して取り調べ、その隘職を無効にするように指示。
17312_16	咸豐11年7月23日	稟状	芎中七石圍牆等庄隘首四和成為懇恩吊銷隘職以杜越界争取而安農業事	四和成(芎中七・石圍牆等庄の隘首)	大坑口の張益安(すなわち張連生)は、早稲を狙って、芎中七石4庄の同意を得ずに手渡し、その外朝で「番割案犯」の邱尙を金福安と変名して隘首に就任させ、隘租を負おうとしていると訴え、その隘職を没収するよう申請。
17312_17	咸豐11年8月18日	稟状	芎中七等庄隘首金福安為廢隘置革請給示職串取隘糧印乞比差吊銷拘追給領事	金福安(芎中七等庄の隘首)	邱福興は罷免された後、劉煥文と共謀して四和成に変名し、再び隘租を負っている。このままでは1つの隘に3つの隘職(邱福興・金福安・四和成)が存在することになるため、彼らを召喚して取り調べ、その隘職を無効にするよう請願。
17312_18	咸豐11年9月26日	票	淡水分府秋為飭催吊銷提訊研究追事	秋曰觀(署淡水分府)	元より本案件に関わっている対保差の呉陞・陳文・蔡能らに対し、劉宣謨から旧隘職2つ(邱福興・四和成)を速やかに没収し、本人も官衛に召喚するよう指示。
17312_19	咸豐11年9月26日	稟状	糧稅總書鄭源為稟請提追充公事	鄭源(糧總書)	芎中七等庄の隘首四和成に関する文書が残っており、前任の督收書林洪香(すなわち林杏園)と共謀して隘租180石を横領したと思われる領状(17312-020)のみ報告。
17312_21	咸豐11年10月8日	票	淡水分府秋為特飭提追事	秋曰觀(署淡水分府)	本役の黃賜に対し、前任の猫裡督收書の林洪香を官衛へ召喚して取り調べるよう指示。

(出所:「淡新檔案」校註本及びWEB上の公開画像情報を基に筆者作成。)